

地方公共団体向け
食品ロス削減推進計画策定マニュアル

令和7年3月

環境省 環境再生・資源循環局

総務課 リサイクル推進室

目次

0. はじめに ～策定に向けた準備～	1
0.1 本マニュアルの狙い	1
0.2 本マニュアルの活用方法	3
0.3 食品ロス削減推進計画の策定の根拠	6
0.4 食品ロス削減推進計画の全体像、構成例.....	8
0.5 食品ロス削減の推進体制の整備	9
0.6 計画策定のスケジュール	10
0.7 食品ロス削減推進計画の共同策定	11
1. 食品ロス削減推進計画の策定（Plan）	12
1.1 計画策定の基本的事項・背景	12
1.1.1 食品ロスをめぐる動向・対策の必要性（地方公共団体が計画を策定する意義） .	12
1.1.2 国の関連計画・削減目標.....	14
1.1.3 計画の位置づけ	15
1.1.4 計画期間	15
1.2 食品ロスの現状把握（発生量の推計、認知度の把握）	16
1.2.1 対象とする食品ロス	16
1.2.2 食品ロス発生量の現況推計.....	17
1.2.3 食品ロスに対する住民意識.....	25
1.2.4 地域の特性や課題の分析.....	25
1.3 計画全体の目標	28
1.3.1 目指すべき将来像の検討.....	28
1.3.2 食品ロス発生量の削減目標.....	29
1.3.3 食品ロス発生量以外の計画目標.....	33
1.4 目標達成に向けた推進施策の検討	33
1.4.1 推進施策の方針、位置づけ.....	33
1.4.2 推進施策の立案・検討	35
1.4.3 推進施策の実施に関する目標の設定.....	38
1.5 各主体に求められる役割と行動	39
1.5.1 各主体に求められる役割と行動の検討.....	39
1.5.2 消費者	40
1.5.3 農林漁業者・食品関連事業者.....	40
1.5.4 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む）	42
1.5.5 マスコミ、消費者団体、NPO 等.....	42
1.5.6 地方公共団体	43
2. 食品ロス削減推進計画の推進（Do）	44
2.1 推進体制の検討	44
2.2 進捗管理の仕組みの検討	45
3. 食品ロス削減推進計画の進捗確認（Check）・見直し（Act）の検討	46

参考資料（用語集、関連資料・URL）	47
1. 用語集	47
2. 市区町村による食品ロス削減の推進に参考となるマニュアル類	49
3. その他関連資料・URL	50

0. はじめに ～策定に向けた準備～

0.1 本マニュアルの狙い

「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」は、地方公共団体（都道府県及び市区町村）が食品ロス削減推進計画を初めて策定する際などに活用することを想定して作成したものである。

食品ロスの削減については、国際連合による持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの1つに挙げられるだけでなく、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）において削減目標が記載されるなど、国内外の関心が高まっている。

令和元年5月に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年5月法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）」及び、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月25日閣議決定）」に基づき、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこととされている。環境省では令和2年度から令和5年度まで、食品ロス削減推進計画を初めて策定する都道府県及び市区町村を対象に、食品ロス発生量や削減ポテンシャルの分析等に関する技術的な支援事業（食品ロス削減推進計画策定等支援事業）を実施してきた。

本マニュアルは、食品ロス削減推進計画の策定に向けた検討事項や参考文書を明らかにし、地方公共団体の担当者が自らの手で計画策定を進める一助になることを目指したものである。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 はじめに】

はじめに

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、同年5月31日に公布、10月1日に施行された。

本基本方針は、第2次基本方針として令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とし、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針にもなるものである。

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、事業系食品ロスと家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる（事業系食品ロス273万トン、家庭系食品ロス216万トン）という目標を設定していたところ、直近2022年度の食品ロス量は、事業系と家庭系共に236万トンであり、事業系食品ロスは納品期限の緩和や賞味期限の延長など、食品関連事業者を始めとした関係者及び消費者の不断の取組もあり、2030年度目標を8年前倒しで達成した。しかしながら、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店の営業自粛や消費者の外出機

会の減少の影響がまだ残っている可能性もあり、第1次基本方針における目標を達成するためには、経済成長・インバウンドの拡大等も想定した上で、更なる削減の取組が不可欠である。さらに、食品を含む物価高騰や物流の2024年問題、フードバンク活動団体やこども食堂等の活動の拡大、食品流通等におけるAI活用やデジタル化の進展、食品アクセスといった新たな課題への対応などの社会情勢の変化による食品ロス削減への影響も考慮する必要がある。このような中、本基本方針に基づく5か年において、確実に削減目標を達成するためには、本基本方針に示される重点事項の着実な実施が強く求められる。

なお、本基本方針における先駆的な取組については、食品ロス削減に関する国際貢献の観点から我が国が国際社会をリードできるよう、国際的な組織との連携を通じて国際展開を図ることも肝要である。

0.2 本マニュアルの活用方法

本マニュアルでは、本章（0. はじめに ～策定に向けた準備～）にて、削減計画の策定に関する背景情報（法律の位置づけ、スケジュール、体制など）を整理した上で、「1. 食品ロス削減推進計画の策定（Plan）」「2. 計画の推進（Do）」「3. 食品ロス削減推進計画の進捗確認（Check）・見直し（Act）の検討」にて、計画策定時に具体的に検討すべき事項や参考になる考え方を整理した。

地方公共団体の担当者が計画策定時に参照できることを目的に、本マニュアルで紹介する「食品ロス削減推進計画の構成例（図表7）」と対応した作りとなっている。

図表1 食品ロス削減推進計画の構成例と、本マニュアルの対応関係

食品ロス削減推進計画の構成例	マニュアルの目次	食品ロス削減推進計画の構成例	マニュアルの目次
第1章 計画策定の基本的事項・背景	1.1	第4章 目標達成に向けた推進施策	1.4
1. 背景（食品ロスをめぐる動向・対策の必要性）	1.1.1	1. 計画の基本方針	1.4.1
2. 国の削減目標・関連計画	1.1.2	2. 基本方針に基づく推進施策の概要・指標	1.4.2 ～.3
3. 計画の位置づけ	1.1.3	第5章 各主体に求められる役割と取組	1.5, 1.5.1
4. 計画期間	1.1.4	1. 住民の役割	1.5.2
第2章 食品ロスに関する現状と課題	1.2	2. 事業者の役割	1.5.3 ～.4
1. 日本・都道府県における食品ロスの現状	1.2.1	3. マスコミ、消費者団体、NPO等の役割	1.5.5
2. 地域における食品ロスの現状	1.2.2	4. 行政の役割	1.5.6
3. 食品ロスに対する住民意識・取組状況	1.2.3	第6章 計画の推進に向けて	2
4. 地域の特性や課題	1.2.4	1. 推進体制の整備	2.1
第3章 目指すべき将来像と計画の目標	1.3	2. 計画の進捗管理	2.2、3
1. 目指すべき将来像	1.3.1	3. 成果指標のまとめ	—
2. 目標	1.3.2 ～.3	参考資料	—

（例）「第2章 4 地域の特性や課題」の内容を検討したい場合は、マニュアルの 1.2.4 を参照ください。

また、地方公共団体（特に市区町村）の現状に応じて、次ページのような参照方法が考えられる。

図表2 各地方公共団体の策定状況・検討方針に応じたマニュアルの活用方法例

A. これから計画を策定する地方公共団体	事前検討	① マニュアル 第0章をご確認いただき、 計画策定に関する背景情報を把握 ください。 ② マニュアル 第1～3章を大まかにご確認いただき、食品ロスに関する実態調査の実施要否など、 予算化が必要な内容の有無を検討 ください。	
	作成段階	ア. 単独の計画／他計画に詳細な章を策定 ＜詳細な内容を含んだ計画・章を作成＞ ① マニュアル「0.4 食品ロス削減推進計画の全体像・構成例」を参考に構成案を検討。 ② 構成案に対応した、“マニュアル”の章項目を参照ください。	イ. 喫緊で、詳細な計画の策定は難しい場合 ＜簡易的な方法で計画（初版）を作成＞ ✓ 例えばごみ減量施策として、食品ロス対策の周知・啓発を計画してはどうでしょうか。 マニュアル「1.4 目標達成に向けた推進施策の検討」 を優先的に参照ください。
B. 既に計画を策定している地方公共団体	✓ 本マニュアルは策定に当たっての留意事項・事例紹介を目的としたものであり、 策定済みの食品ロス削減推進計画の内容について、見直しを求めるものではありません。 （食品ロス削減推進計画においては、計画に必ず記載すべき事項等の定めはありません。） ✓ 計画見直し時に参照の上、食品ロス削減に向けた実効性を高める一助として活用 ください。		

【都道府県のご担当者様へ】

都道府県における食品ロス削減推進計画の策定が進む現状を踏まえ、本マニュアルは市区町村における計画策定の推進を念頭に作成しています。しかし、基本的な考え方は都道府県でも同様であることから、計画の更新時などには併せてご参照いただけると幸いです。

■これから食品ロス削減推進計画を策定される市区町村の場合

【事前検討】第0章にて、削減計画の策定に関する背景情報を把握する。第1章以降も大まかに確認し、食品ロスに関する実態調査の実施等に向けて、予算化の要否を検討する。

【作成段階】策定する削減計画の形式に応じて、異なる参照方法が想定される。（次頁も参照）

＜単独の計画として策定する場合＞

- 「0.4 食品ロス削減推進計画の全体像、構成例」を参考に、削減計画の骨子を検討する。
- 前頁に掲載した図表（削減計画の章構成とマニュアル記載の関係）を参考に、作成項目に対応した章項目を見つけ、本マニュアルを参考資料として活用する。

＜他の計画に、食品ロスに特化した章項目を加えることで策定する場合

（例：5章構成の一般廃棄物処理計画に、新たに食品ロスに特化した章を追加する）＞

- 「0.4 食品ロス削減推進計画の全体像、構成例」を参考に、削減計画の骨子を検討する。
- 前頁に掲載した図表（削減計画の章構成とマニュアル記載の関係）を参考に、作成項目に対応した章項目を見つけ、本マニュアルを参考資料として活用する。

＜簡易的な方法で、食品ロス削減推進計画（初版）を策定する場合

（例：一般廃棄物処理計画上の「ごみの減量施策」として、食品ロス対策を整理する）＞

- 地域における食品ロス削減を実効的に進めるためには、先述の2つの方法が推奨される。
- 一方、喫緊で詳細な食品ロス削減推進計画を策定することが難しい場合、地域内における住民や事業者の主体的な取組を促進するよう、自治体として周知啓発に取り組むことがまずは期待される。食品廃棄物は生活系ごみの約3割を占めるといった報告もあることから、既存の計画（例えば一般廃棄物処理計画）におけるごみの減量施策として、食品ロス対策を明示することが考えられる。具体的な施策を検討するという観点から、本マニュアルの「1.4 目標達成に向けた推進施策の検討」を優先的に参照することが推奨される。

■既に食品ロス削減推進計画を策定済みの市区町村の場合

- ・食品ロス削減推進計画の策定は、地方公共団体の努力義務であるが、計画に必ず記載すべき事項等は定められていない。本マニュアルについても、策定に当たっての留意事項・事例紹介を目的としたものであり、策定済みの削減計画の見直しを求めるものではない。
- ・そのため、既に削減計画を作成済みの自治体においては、計画見直し時に参照の上、食品ロス削減に向けた実効性を高める一助にしていきたい。

■都道府県の場合

- ・都道府県における食品ロス削減推進計画の策定が進む現状を踏まえ、本マニュアルは市区町村における計画策定の推進を念頭に作成している。
- ・市区町村における計画策定が主ではあるが、基本的な考え方は都道府県においても共通である。計画見直し時に参照の上、食品ロス削減に向けた実効性を高める一助にしていきたい。

＜その他 参考情報＞

- ・食品ロスに関する基本的な用語の意味等について、用語集を巻末に整理している。
- ・環境省及び関係省庁では、食品ロス削減に関するマニュアル類を作成しており、主要なマニュアル類を巻末に整理している。

<削減計画を策定済みの自治体の声：策定する計画の形式について>

■単独計画として策定した自治体の声

- ・環境基本計画にて食品ロス対策を重要施策として位置づけたため、より踏み込んだ取組を検討したいと考えた。他計画の一部として位置づけると、食品ロスへの焦点がぼやけてしまう／見えづらくなることを危惧した。特化した計画を策定することは、食品ロスに積極的に取り組むという意思表示にもなるだろう。
- ・都道府県で策定済みの計画が食品ロスに特化した計画であり、整合を取った。市区町村としては、国・都道府県の考えに沿って計画することも重要であろう。
- ・食品ロスに特化した計画を策定し、特化した協議会を設置することは、市区町村にとって負担の増加に繋がることは事実であるが、食品ロスに積極的に取り組もうとする以上は必要と考えた。
- ・広域組合でのごみ処理の実施、及び、一般廃棄物処理基本計画の策定を行っている一方で、本市として食品ロス削減に注力することを明示するために単独計画として策定した。

■他計画の一部として策定した自治体の声

- ・単独計画として策定することも検討したが、既に多くの計画が存在する中で、適切かつ効率的な実行管理を実現するためには、他計画の一部とする方が有用と考えた。
- ・一般廃棄物処理基本計画の中間見直しのタイミングであったため、食品ロス削減推進計画を編入しやすかったと考えている。
- ・食品ロスに関する取組について、一般廃棄物処理基本計画の一部として点検・評価を実施しており、効率的な進捗管理ができているものと認識している。
- ・今後、地域内にて食品ロス問題の重要度が高まった場合や、国・都道府県・他市区町村の動向によっては、改めて単独計画として作成することもあり得るだろう。

本マニュアルは、以下の体裁となっている。本マニュアルを併用することで、食品ロスの削減の推進に関する法律や、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針も併せて参照が可能となる。

図表 3 本マニュアルの体裁について

1. 食品ロス削減推進計画の策定 (Plan)	
1.3 計画全体の目標	
1.3.1 目指すべき将来像の検討	
食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけでなく「行動」に移す必要がある。また、そうした理解と行動の変革を広げるためには、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していく必要がある。 地方公共団体は、より生活に身近な立場であることを踏まえ、それぞれの地域の特性に応じた「目指すべき目標」や「取り組むべき施策」を提示し、食品ロスの削減に向けた行動を推進していくことが重要となる。なお、市区町村においては、都道府県が食品ロス削減推進計画にて掲げる「目指すべき将来像」も踏まえ、検討することが望ましい。	
【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 基本的な方向】	
Ⅰ 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向 3 基本的な方向 食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけでなく「行動」に移す必要がある。 すなわち、 ・食べ物を無駄にしない意識をもち、 ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、 ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、 ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、 ・可能なものから具体的な行動に移す、 ことが求められる。 こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。 世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。	
【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 1 (1) 食品ロス削減推進計画の意義】	
Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項 1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画 (1) 食品ロス削減推進計画の意義 我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。 また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。 そのため、都道府県及び市区町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。	

<黒字>

食品ロス削減推進計画の当該項目にて、記載・検討すべき内容を整理。

<青字>

「食品ロスの削減の推進に関する法律」「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」より、食品ロス削減推進計画策定時に関連性が高い項目や、検討・判断の根拠となりうる記載を引用。

※特に上段（黒字）で整理している内容は、下線で表示。

0.3 食品ロス削減推進計画の策定の根拠

地方公共団体は、食品ロス削減推進法第 4 条に基づき、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図り、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有す。

また、同法第 12 条、第 13 条に基づき、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（食品ロス削減推進計画）を定めるよう努めなければならないとされている。同計画を策定するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画と、調和を保つよう努めなければならない。

【食品ロスの削減の推進に関する法律 第四条（地方公共団体の責務）】

第四条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【食品ロスの削減の推進に関する法律 第十二条、第十三】

（都道府県食品ロス削減推進計画）

第十二条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

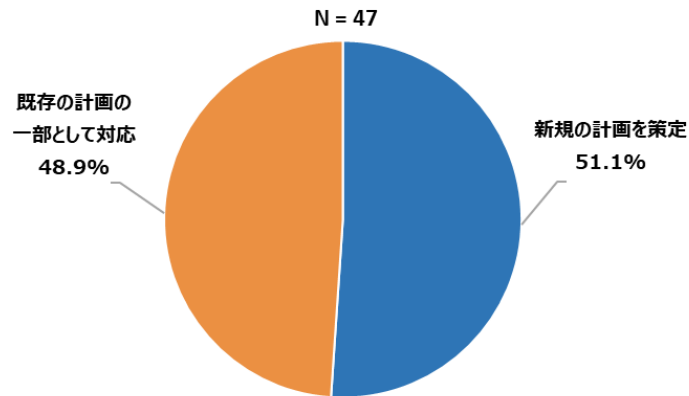
4 前二項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

（市町村食品ロス削減推進計画）

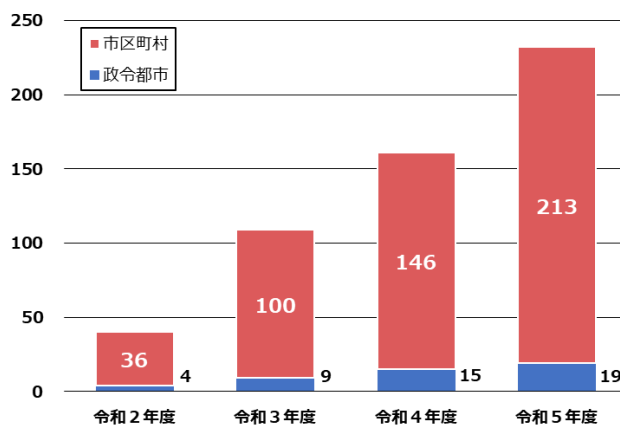
第十三条 市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

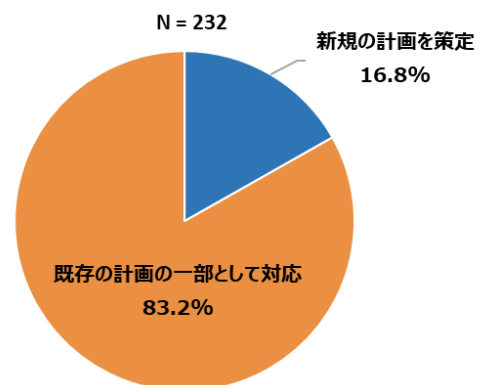
図表 4 計画の形式（都道府県、令和 5 年度時点） ※47 都道府県のいずれも策定済み



図表 5 計画策定数の推移（市区町村）



図表 6 計画の形式（市区町村、令和 5 年度時点）



（出所）消費者庁「地方公共団体における食品ロス削減の取組状況（過去の取組）」「【都道府県】食品ロス削減推進計画の策定状況」「【指定都市】食品ロス削減推進計画の策定状況」「【市区町村】食品ロス削減推進計画の策定状況（策定済みのみ）」を基に作成

<削減計画を策定済みの自治体の声：計画を策定したことによる実務的なメリット>

- ・食品ロスという問題が、主担当である環境部局だけでなく、他の部局にも関連することを共有できた点が有益であった。他の関連部局に情報が伝わることによって、市民や事業者への意識啓発等の情報が伝わりやすく、結果としてごみ減量や食品ロス削減につながっていくものと考えている。
- ・計画を策定することによって、食品ロスに関する情報を収集整理し、各主体が取り組むべき事項を明確にすることができた。また、計画を振り返ることで、取り組むべき事項の抜け漏れの防止や予算の検討に活用することができている。

0.4 食品ロス削減推進計画の全体像、構成例

食品ロス削減推進計画の策定は地方公共団体の努力義務であることから、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」にて策定に当たっての留意事項が示されるほか、必須での記載事項は定められていない。留意事項としては、国の削減目標や実施する基本的施策を踏まえ、地域内における食品ロスの削減目標や、地域の特性に応じた取組を検討することが望まれている。

なお、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、廃棄物の発生抑制の観点からも食品ロスの削減に取り組むことが重要とされている。そのため、計画の策定に当たっては、整合性を図るという観点から、食品ロスの削減に特化した計画を策定するのではなく、廃棄物処理に係る計画の一部として食品ロスの削減に関する事項を定める地方公共団体も多く存在する¹。また、市区町村が食品ロス削減推進計画を策定する場合は、都道府県の計画を踏まえた検討を行うことが求められている。

「食品ロス削減推進計画策定等支援事業」を活用して策定された計画事例によると、食品ロス削減推進計画の構成例は図表 7 のとおり考えられる。本マニュアル（特に第 2 章以降）は、市区町村が食品ロスの削減に特化した計画を策定する場合を想定し、図表 7 の構成例になるべく対応した章立てとしている。なお、基本的な考え方は計画の形式に依らないことから、廃棄物処理に係る計画の一部として策定する場合においても、該当する項目を適宜参考されることを期待する。

図表 7 食品ロス削減推進計画の構成例（食品ロスの削減に特化した計画の場合）

第 1 章 計画策定の基本的事項・背景	第 4 章 目標達成に向けた推進施策
1. 背景（食品ロスをめぐる動向・対策の必要性）	1. 計画の基本方針
2. 国の削減目標・関連計画	2. 基本方針に基づく推進施策の概要・指標
3. 計画の位置づけ	第 5 章 各主体に求められる役割と取組
4. 計画期間	1. 住民の役割
第 2 章 食品ロスに関する現状と課題	2. 事業者の役割
1. 日本・都道府県における食品ロスの現状	3. マスコミ、消費者団体、NPO 等の役割
2. 地域における食品ロスの現状	4. 行政の役割
3. 食品ロスに対する住民意識・取組状況	第 6 章 計画の推進に向けて
4. 地域の特性や課題	1. 推進体制の整備
第 3 章 目指すべき将来像と計画の目標	2. 計画の進捗管理
1. 目指すべき将来像	3. 成果指標のまとめ
2. 目標	参考資料

¹ 消費者庁 HP「食品ロス削減に向けた取組について（消費者庁）」
 地方公共団体における食品ロス削減の取組状況／食品ロス削減推進計画の策定状況
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/#investigation

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 1 (2) ③計画策定又は変更時】

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

(2) 食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項

③計画策定又は変更時

- ・食品ロス削減推進計画の策定又は変更にあたっては、以下について留意すること。
 - ア 前記Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることとも考えられること。
 - ウ 後記3に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。
 - エ 食品ロスの削減に十分に取組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化等）を検討すること。
 - オ 地方公共団体におけるSDGsや地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることとも考えられること。
 - カ 市町村が策定する計画は、特段の支障がない限り原則として複数市町村による共同作成が可能であること。

0.5 食品ロス削減の推進体制の整備

地方行政として食品ロスの削減を推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で認識を共有することが重要である（関係部局から構成される連絡会議を設け、情報共有や連携を図ることも有用である。）。また、地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者（フードバンク活動団体等含む）とも密に連携・協働することが必要である。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 1 (2) ①推進体制の整備】

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

(2) 食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項

①推進体制の整備

- ・地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
- ・推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
- ・地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体等との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施する。
- ・食品ロス削減推進計画の策定又は変更に関し、関係法令に基づく各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つことが重要である。

<コラム：庁内等での連携による計画の策定・推進について>

- ・食品ロス削減の推進においては、廃棄物削減という点では、環境や廃棄物を主管する部局が主担当となることが想定される。一方、食品ロスの問題は、教育（学校給食の食品ロス削減や食育の推進等）や福祉（フードドライブやこども食堂との連携等）、防災（災害備蓄食品の有効活用等）といった側面も含まれることから、廃棄物や環境を主管する部局だけでなく、消費者、産業振興、社会福祉等の関係部局間とも連携しながら策定・推進することが望ましい。

図表 8 食品ロス削減の推進に向け、連携が想定される関連部局（例）

関連部局	連携が想定される施策・観点（一例）
環境関連	・ごみの排出実態の調査、食品ロス発生量の把握 ・ごみ原料施策（生ごみの水切り・減量の推進、生ごみコンポストの購入補助等）／等
教育関連	・学校における食育の推進（出前授業、学校給食 等） ・市民や市民団体向けの食品ロスに関する講座・勉強会等の開催／等
福祉関連	・フードバンク・フードドライブ活動を実施する団体への支援で ・フードバンク団体等と連携した、こども食堂等への支援での連携／等
防災関連	・災害備蓄品の入替え・廃棄時の有効活用（ローリングストックの実践）／等
産業関連	・飲食店における食べきりの推進 ・飲食店における食べ残し持ち帰り（mottECO（モッテコ））の推進 ・小売店における食品ロス削減推進の取組（てまえどり、量り売り販売等）の推進 ・市民・事業者・行政の協議の場の設置での連携／等

【長野県松本市における連携事例】

- ・長野県松本市では、環境基本計画や一般廃棄物処理計画の推進等に関する業務を担当している、環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課が事務局となり、松本市食品ロス削減推進計画ワーキンググループを立ち上げている。食品ロス削減推進計画の策定においては、当該ワーキンググループにて計画の方針の検討や骨子案の作成、進捗管理のための指標についての協議等を実施した。当該ワーキンググループには、健康福祉部、こども部、産業振興部、教育部といった関連部局が参画している。

図表 9 連携事例：長野県松本市におけるワーキンググループ

部	課
環境エネルギー部	環境業務課
健康福祉部	健康づくり課
こども部	こども福祉課
こども部	保育課
産業振興部	商工課
産業振興部	農政課
教育部	学校教育課
教育部	学校給食課
教育部	生涯学習課・中央公民館
環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課（事務局）

※松本市「松本市食品ロス削減推進計画」²より抜粋

0.6 計画策定のスケジュール

食品ロス削減推進計画の策定に当たっては、骨子案の検討、現況把握・課題の整理、将来目標の設定・施策検討、計画案の作成、パブリックコメントの実施、計画案の最終化という流れが想定される。「食品ロス削減推進計画策定等支援事業」を活用して策定された計画事例を基にすると、スケジュールの例は図表 10 のように考えられる。なお、地方公共団体毎に議会や庁内会議への報告予定が異なることから、それらを勘案したスケジュールを期初に検討することが望ましい。

² 松本市「松本市食品ロス削減推進計画（令和 3 年 3 月）」
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/15336.pdf>

図表 10 食品ロス削減推進計画 計画策定のスケジュール例^{※1}

内容	実施時期
1. 計画の骨子案の検討	4～5月
2. 現状把握、課題の整理 ^{※2,3} (食品ロス組成調査や住民意識調査の実施、 既往調査の情報整理、食品ロス発生量の推計など)	5～9月
3. 収集情報に基づく将来目標の設定・施策検討、 計画案の作成	10～12月
4. パブリックコメントの実施	1～2月
5. 計画案の最終化（コメントの反映、庁内の最終調整）	2～3月
6. 計画の公表	4月

※1 議会や庁内会議への報告を目途に、スケジュールを検討されることが望ましい。

※2 食品ロス組成調査や住民意識調査の実施は、計画策定における必須事項ではない。
同調査結果がある場合は、地域の現状をより具体的に把握・分析できる。

※3 食品ロス組成調査や住民意識調査は実施に時間を要すことから、食品ロス削減推進計画
を策定する前年度に行う例も多い。

0.7 食品ロス削減推進計画の共同策定

消費者庁事務連絡（令和4年2月）にて³、市町村が食品ロス削減推進計画を策定する際においては、特段の支障が無い限り、複数市町村による共同策定を可能とする旨が明確化された。市町村が単独で策定することが難しい場合は、他市町村との共同での策定も検討されたい。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 1（2）③計画策定又は変更時】

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

（2）食品ロス削減推進計画の策定又は変更にあたって留意すべき事項

③計画策定又は変更時

- ・食品ロス削減推進計画の策定又は変更にあたっては、以下について留意すること。

（略）

カ 市町村が策定する計画は、特段の支障がない限り原則として複数市町村による共同作成が可能であること。

³ 消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室「市町村食品ロス削減推進計画の共同策定について（令和4年2月）」
<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/lg/pdf/2022020101.pdf>

1. 食品ロス削減推進計画の策定（Plan）

1.1 計画策定の基本的事項・背景

1.1.1 食品ロスをめぐる動向・対策の必要性（地方公共団体が計画を策定する意義）

世界では、人口が急増しつつあり、深刻な飢えや栄養不足に苦しんでいる人々は約 7.5 億人と推計されている。一方、世界の食料廃棄量は年間約 13 億トンと推計され、人の消費のために生産された食料のおよそ 3 分の 1 が廃棄されている現状にある。平成 27 年に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標（SDGs）においても、「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」にて、食品廃棄の減少は重要な柱として位置づけられた。国際的に食料廃棄の削減が重要な課題となっている中、我が国においては、食料自給率（カロリーベース）が約 38%と低く、食料の多くを海外からの輸入に依存しながらも、大量の食品を廃棄している現状がある。

このような中、我が国では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことを「食品ロス」とし、食品ロスの削減を国民運動として位置づけ、国・地方公共団体・事業者・消費者等の多様な主体の連携を図ることを目的に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年 5 月に成立、同年 10 月に施行された。地方公共団体においても各種計画の中に食品ロスの削減を位置付けが進むほか、令和 6 年 2 月、環境省では国民・消費者の行動変容やライフスタイルの転換を促し、脱炭素につながる新しい価値創造・豊かな暮らしを実現するために必要な方策・道筋を示すため、「くらしの 10 年ロードマップ～デコ活による新しい豊かな暮らしの実現～」を作成した⁴。

我が国の食品ロス量は年間 472 万トン（令和 4 年度）と推計され、このうち、食品関連事業者等から発生する「事業系食品ロス量」は約 236 万トン、一般家庭から発生する「家庭系食品ロス量」は約 236 万トンである。また、まだ食べられることができる食品が廃棄されている（無駄になる）ということに加え、その食品が製造・販売される過程で投入された資源が無駄になるという点でも問題である。消費者庁と農林水産省、環境省の推計結果によると、令和 4 年度の食品ロス量は年間約 4 兆円の経済損失、約 1,046 万トン-CO₂に相当する⁵。

食品ロスの削減は、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の保全も期待できる。また、食品ロスを削減する取組は、「もったいない」という意識を始め、我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。

国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すためには、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

⁴ デコ活応援団（新国民運動・官民連携協議会）「くらしの 10 年ロードマップ～デコ活による新しい豊かな暮らしの実現～（令和 6 年 2 月）」 https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/common/file/roadmap_hontai.pdf

⁵ 消費者庁「食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果」
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_education_cms201_20240621_0003_attached.pdf

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向】

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、以下のような現状にある。

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2023 年度の食料自給率（カロリーベース）は 38%となっている。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約 2.2 兆円程度の費用を支出している。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の約 4 分の 1 を占めている。
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、9 人に 1 人が貧困状態と依然として高水準である。

世界では、以下のような現状にある。

- ・世界の食料廃棄量は年間約 13 億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ 3 分の 1 が廃棄されている。食料の生産に伴う CO₂排出量は世界全体の排出量の約 25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにも CO₂が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている。
- ・世界の人口は増え続けており、2050 年には約 97 億人に達すると推計されている。
- ・飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約 7.5 億人いると推計されている。
- ・2015 年に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標 12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている。

以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不足の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGs においても、その削減が重要な課題となっている。

食品ロスを削減するためには、食品の製造、販売、消費に至る一連のサプライチェーンにおいて、食品廃棄物の発生抑制の取組を推進していくことが最も重要であるが、さらに、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の保全も期待できる。

加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物やそれを育んだ自然の恵みや、作ってくれた人への感謝が込められている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」も食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もある。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。

2 我が国の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間 472 万トン（2022 年度推計）と推計されている。これは、経済損失として約 4 兆円、温室効果ガス排出量として約 1,046 万トン-CO₂に相当する。また、国連世界食糧計画（WFP）による 2023 年の食料支援量 370 万トンの約 1.3 倍に相当する。そのうち、事業系食品ロス量が 236 万トン、家庭系食品ロス量が 236 万トンである。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業が約 5 割を占め、次いで外食産業が約 2 割 5 分を占めている。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「製造工程の原材料端材」、「返品」、「販売期限切れ商品」、外食産業では「食べ残し」、「作りすぎ」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」となっている。

3 基本的な方向

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。

すなわち、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
 - ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
 - ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
 - ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、
 - ・可能なものから具体的な行動に移す、
- ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 1 (1) 食品ロス削減推進計画の意義】

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。

1.1.2 国の関連計画・削減目標

食品ロス削減推進法及び基本方針の目指すところは、「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画は、国の削減目標や実施する基本的施策と調和する形で検討されることが望まれる。計画の策定に当たっては、2019年に制定された食品ロス削減推進法のほか、以下の計画・目標が関連する。2025年時点の国の目標は、図表11内「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月25日閣議決定）」に明記された3つである。

図表11 国の削減目標・関連計画の一覧

年	関連計画・削減目標
2016	第3次食育推進基本計画 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合を、2020年80%とする
2018	第四次循環型社会形成推進基本計画 ・家庭系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる ・事業系食品ロス：今後、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（食品リサイクル法の新たな基本方針）で目標を設定
2019	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 ・事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる
2019	食品ロスの削減の推進に関する法律
2020	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定） ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする
2021	第4次食育推進基本計画 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合を、2025年80%とする
2024	第五次循環型社会形成推進基本計画 ・食品ロス量半減（計画フォローアップに当たって、進捗把握する項目）
2025	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 ・事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる
2025	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月25日閣議決定） ■目標 ・家庭系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる ・事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 3 食品ロスの削減目標等】

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

3 食品ロスの削減目標等

食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系食品ロスについては「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる（216万トン）という目標を設定している。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年3月公表）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる（219万トン）という目標を設定している。

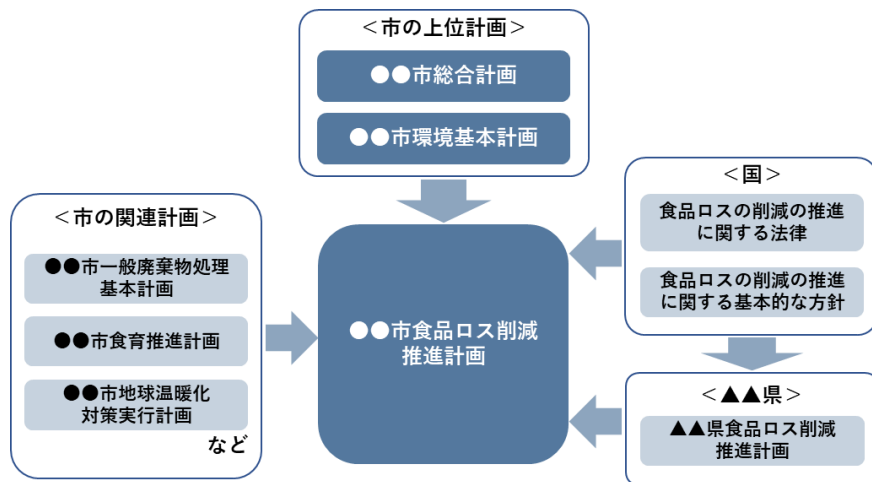
本基本方針においても、これらの削減目標の達成（家庭系食品ロスについては、2030年度を待たず早期達成）を目指し、総合的に取組を推進する。

また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする。

1.1.3 計画の位置づけ

市区町村で策定される計画の多くは、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」「都道府県食品ロス削減推進計画」を踏まえて市区町村が策定するものとして位置付けられる。また、上位計画に当たる「総合計画」「環境基本計画」と整合性を図るとともに、「一般廃棄物処理基本計画」「食育推進計画」「地球温暖化対策実行計画」などの個別計画や関連法令と相互に連携しつつ、関係する事業を共同で推進するものとされる。

図表 12 計画の位置付け



1.1.4 計画期間

市区町村が策定する計画では、「都道府県食品ロス削減推進計画」「総合計画」「環境基本計画」に併せた計画期間を設定することが多い。

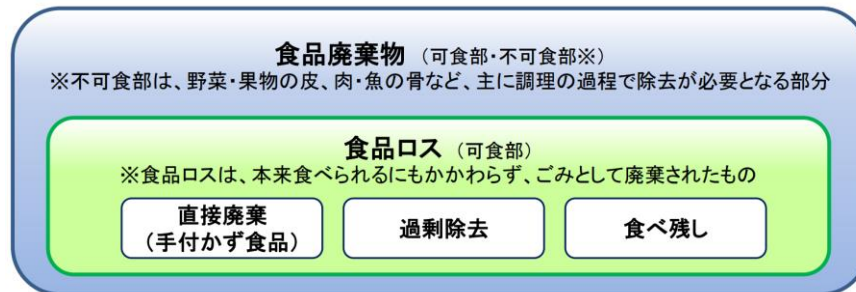
環境省「食品ロス削減推進計画策定等支援事業」を活用した事例では、初年度から10年間の計画とし、社会情勢の変化や関係法制度の改正などを踏まえ、必要に応じて5年に1度見直しを行うものが多い。なお、最新の上位計画に併せた見直しを行うために、上位計画の計画期間の見直し時期から1年遅れたスケジュールを定める場合も見受けられる。

1.2 食品ロスの現状把握（発生量の推計、認知度の把握）

1.2.1 対象とする食品ロス

食品ロスとは、「本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品」のことをいう（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）（図表 13）。

図表 13 食品廃棄物と食品ロスの関係（家庭系食品ロスの場合）



（出典）環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和6年10月版）」（令和6年10月）

食品ロスはその発生源に応じて、「家庭系食品ロス（家庭から発生する食品ロス）」「事業系食品ロス（食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）から事業活動を伴って発生する食品ロス）」に大別される。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」「製造工程の原材料端材」「返品」「販売期限切れ商品」、外食産業では「食べ残し」「作りすぎ」等が挙げられる。家庭系食品ロスはその性状から、「直接廃棄」「食べ残し」「過剰除去」と分けられる。

なお、市区町村が策定する食品ロス削減推進計画においては、家庭系食品ロス・事業系食品ロスの全てを対象とすることが多いが、事業系食品ロスのうち食料品製造業由来のものは産業廃棄物であることから、計画の対象に含めない場合もある。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 12 我が国の食品ロスの現状】

1 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

2 我が国の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間 472 万トン（2022 年度推計）と推計されている。これは、経済損失として約 4 兆円、温室効果ガス排出量として約 1,046 万トン-CO2 に相当する。また、国連世界食糧計画（WFP）による 2023 年の食料支援量 370 万トンの約 1.3 倍に相当する。そのうち、事業系食品ロス量が 236 万トン、家庭系食品ロス量が 236 万トンである。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業が約 5 割を占め、次いで外食産業が約 2 割 5 分を占めている。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」「製造工程の原材料端材」「返品」「販売期限切れ商品」、外食産業では「食べ残し」「作りすぎ」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「直接廃棄」「食べ残し」「過剰除去」となっている。

1.2.2 食品ロス発生量の現況推計

（1）現況推計（食品ロスの年間発生量の推計）の意義と基本的な考え方

食品ロス削減推進計画策定に際しては、各市区町村における食品ロス発生量の推計を行うことが望ましい。食品ロス発生量の推計を実施している市区町村は全てではないが⁶、食品ロスの発生量を推計することで、**地域における食品ロスの発生状況の特性を把握でき、発生状況に応じた削減施策や、長期的な削減目標の検討に繋がる。**また、地域内の住民や事業者に対し、削減の必要性の訴求にも活用できる。

現況推計に対する基本的な考え方としては、既に市区町村にて現況推計を実施している場合は**当該結果を活用することが望ましい。**一方、これから現況推計を実施する場合、市区町村における食品ロス削減推進計画は「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」や都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定することが望ましいことから、**まずは都道府県における食品ロスの現況推計の方法を確認することが望ましい。**都道府県の計画と対応した推計手法を採用する場合は、一体的な進捗管理が期待できる。ただし、都道府県とは異なる推計方法を選択しても問題はなく、より精緻な推計結果を得られる場合は当該手法を選択することが望ましい。

市区町村内の排出実態を調査した結果がある場合は、**当該結果の活用が推奨される。**市区町村内での調査結果が反映されることにより、施策の実施等を通じた市区町村内での排出実態の変化を把握することができ、計画の進捗管理や施策の検討・立案に活用することができる。

次項からは市区町村内の排出実態の調査実績の有無に応じて、具体的な推計方法を整理した。

⁶（参考）環境省「令和5年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」によると、令和4年度に家庭系食品ロス発生量を何らかの方法で推計している自治体は、165市区町村であった（ただし、令和4年度内の調査有無に限った結果であり、例えば令和3年度に実施している場合は含まない）。

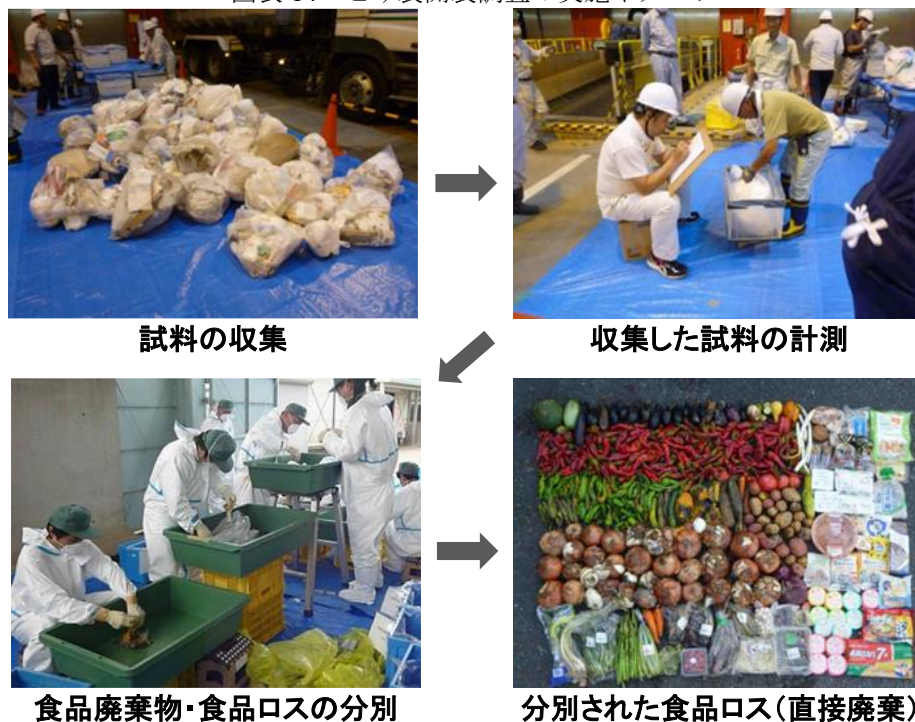
<コラム：ごみ袋の開袋調査について>

- ・家庭から発生する可燃ごみや生ごみ中の「食品ロスの割合」や「1人1日当たりの食品ロス発生量」のデータは、市町村内の食品ロスの発生状況を反映しており、積極的に把握されることが推奨される。これらは、「ごみ袋の開袋調査」によって把握することが可能であり、以下にて概要等を紹介する。なお、ごみ袋の開袋調査の実施要否・調査内容は実施体制や予算に影響されるため、調査の実施タイミングや内容については各市区町村での状況を踏まえて検討されることが望ましい。

■ごみ袋の開袋調査の実施イメージ

- ・環境省では「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和6年10月版）」⁷を策定している⁷。
- ・ごみ袋の開袋調査とは、その名称のとおり、家庭から排出されたごみ袋を収集・開袋することにより、家庭から排出されたごみにおける食品廃棄物や食品ロスの割合を調査する手法である。
- ・実際のごみ袋の開袋調査・分類調査の実施イメージは以下のとおり。

図表 14 ごみ袋開袋調査の実施イメージ



（出所）環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和6年10月版）」

■ごみ袋の開袋調査に関する参考情報（手順書の準拠状況、調査の実施主体）

- ・ごみ袋の開袋調査を実施している市区町村のうち、半数程度の市区町村が上記手順書に準拠する形で調査を実施している。また、家庭から排出された食品ロスの調査を実施している市区町村において、市区町村もしくは一部事務組合にて直営で調査を実施している割合は約27%であり、残りの約73%の市区町村においては、事業者等に委託して実施されている。

⁷ 環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和6年10月版）」
<https://www.env.go.jp/content/000263848.pdf> また、環境省 HP「食品ロスの削減・食品廃棄物等の発生抑制」には、組成調査の記録表・整理表（Excel）、手順書の解説動画が掲載されている。（https://www.env.go.jp/recycle/food/post_5.html）

＜コラム：食品ロス発生量の現況推計の取りまとめ方について＞

- ・家庭系食品ロス・事業系食品ロスの推計結果については、目標の設定や施策の進捗評価等の進捗管理、また、市民への普及啓発等への活用されることが考えられる。そのため、推計結果については進捗管理・普及啓発等に活用しやすくするため、食品ロス削減推進計画内にて分かりやすく整理することが有用である。

【群馬県渋川市における食品ロスの現況推計結果の取りまとめ例】

- ・群馬県渋川市では渋川市の家庭系・事業系食品ロスの発生量・割合について、群馬県・全国のデータと合わせて整理することで、数値の規模感や渋川市の実態・特性（例：外食産業の割合が群馬県・全国と比較して高い等）を把握している。

また、渋川市全体での発生量だけでなく「1人1日当たりの食品ロス量」も合わせて整理をしており、市民が具体的に想像しやすい整理となっている。

図表 15 群馬県渋川市における食品ロスの現況推計結果の整理例

表 1 本市、県及び全国の食品ロス量内訳等（令和元年度）

	渋川市		群馬県		全国	
	量 (トン)	割合 (%)	量 (万トン)	割合 (%)	量 (万トン)	割合 (%)
食品ロス量（総量）	3,877	100.0	11.5	100.0	570	100.0
家庭系食品ロス量	1,722	44.4	4.8	41.9	261	46.0
事業系食品ロス量	2,155	55.6	6.7	58.1	309	54.0
食品製造業	700	18.1	3.6	31.5	128	22.0
食品卸売業	113	2.9	0.3	2.8	14	2.0
食品小売業	514	13.3	1.3	11.6	64	11.0
外食産業	828	21.3	1.4	12.3	103	18.0

※端数処理の関係で合計が一致しない部分がある

※事業系食品ロス量の産業別の割合は食品ロス量（総計）を100とした数値としている

表 2 1人1日あたりの食品ロス量（令和元年度）

	渋川市	群馬県	全国
1人1日あたりの食品ロス量 （家庭系＋事業系）(g) ⁴	140	164	124
1人1日あたりの 家庭系食品ロス量 (g)	61.7	68.4	56.6

※渋川市「渋川市食品ロス削減推進計画」⁸より抜粋

⁸ 渋川市「渋川市食品ロス削減推進計画（令和5年3月）」

<https://www.city.shibukawa.lg.jp/manage/contents/upload/6407f5ea66769.pdf>

(2) 家庭系食品ロスの推計方法

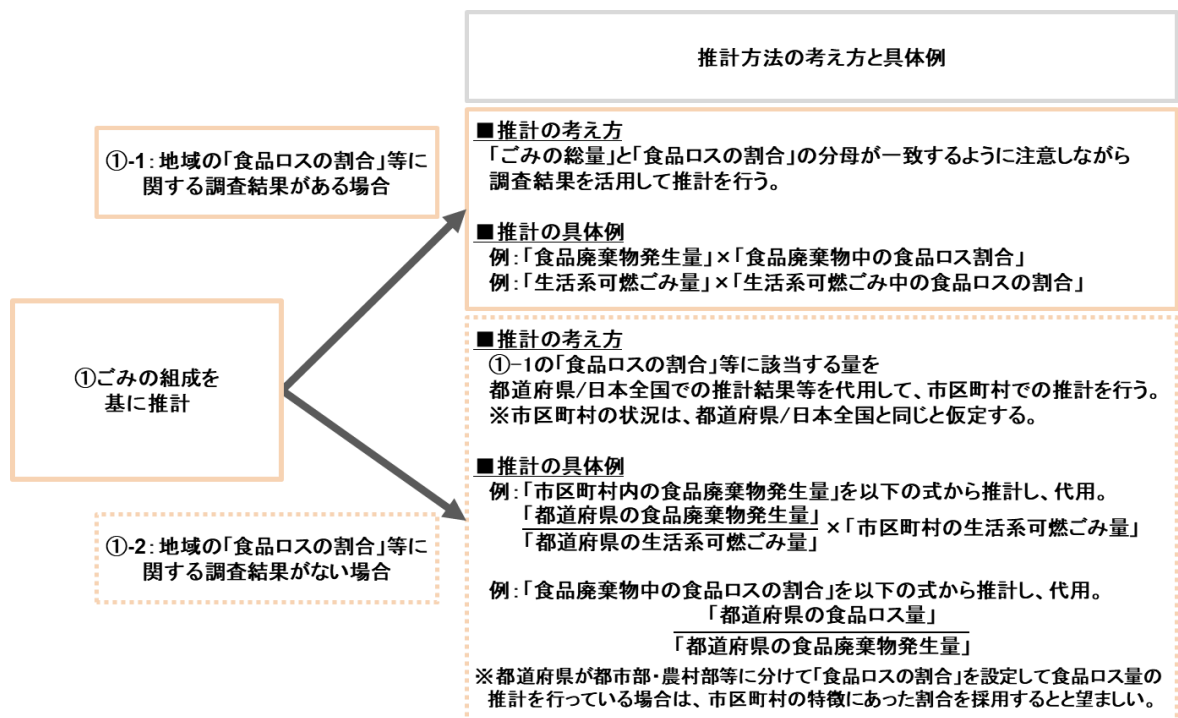
家庭系食品ロスの推計方法は、図表 16 のとおり大別される。

図表 16 家庭系食品ロス発生量の推計方法の分類

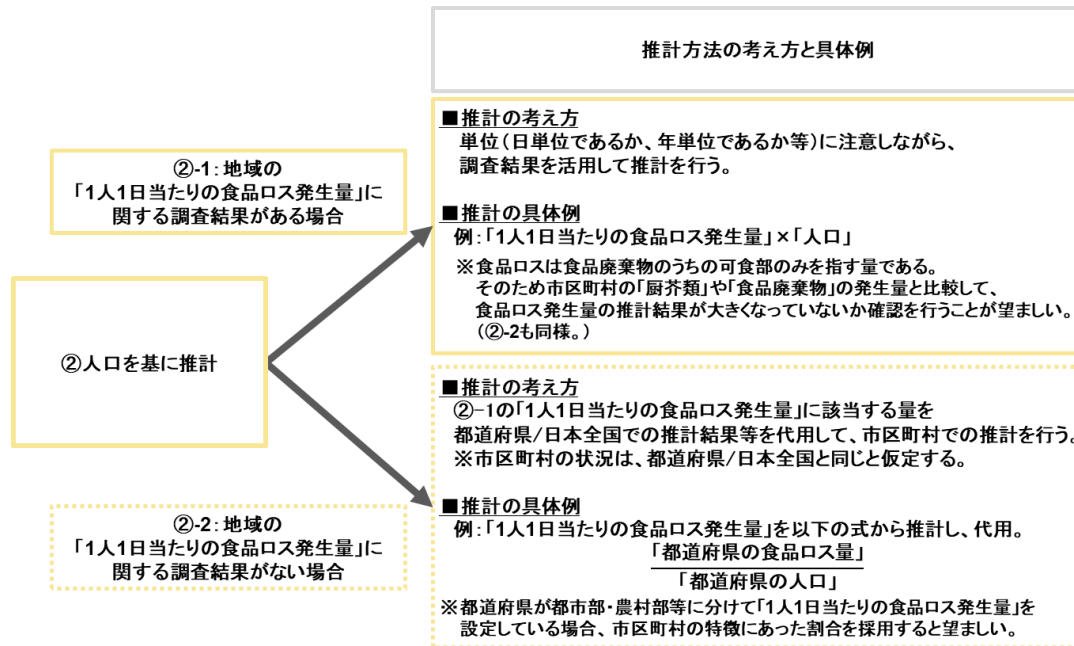
	推計方法の概要	推計の特徴/留意点
①ごみの組成を 基に推計	「食品ロス発生量」 ＝「ごみの総量」×「食品ロスの割合」 ※「ごみの総量」には、可燃ごみや厨芥類、食品廃棄物等の発生量が想定され、当該量に対する食品ロスの割合を乗じる必要がある。	■ 採用例が多い考え方・手法である。 ■ 地域の「食品ロスの割合」を明らかにするには、ごみ袋の開封調査等の実施が必要となる。
②人口を基に推計	「食品ロス発生量」 ＝「1人1日当たりの食品ロス発生量」×「人口」 ※「1人1日当たりの食品ロス発生量」の調査においては、「食品ロスの割合」を活用が必要となることも多い。	■ 人口の変化による影響が分かりやすい。 ■ 地域の「1人1日当たりの食品ロス発生量」を明らかにするには、ごみ袋の開封調査等の実施が必要となる。

以下、①・②のそれぞれの推計方法において、地域の排出実態に関する調査結果（食品ロスの割合、1人1日当たりの食品ロス発生量）の有無に応じて、代表的な計算方法の例を示す。

図表 17 ①ごみの組成を基に推計する方法



図表 18 ②人口を基に推計する方法の考え方と具体例



＜コラム：ごみ質分析を活用した食品ロス発生量の推計について＞

- ・ごみ質分析（環整 95 号（（昭和 52 年 11 月 4 日「一般廃棄物処理業に対する指導に伴う留意事項について」））に基づく調査⁹）では、厨芥類等について、乾燥した状態での重量組成の調査を実施する。一方、「食品ロスの割合」の調査においては、可食部/不可食部の分別のうえ、水分を含んだ状態での重量組成の調査が行われており、その対象は必ずしも一致していない。
- ・そのため、ごみ質分析の調査結果を活用することで一定程度、地域の排出実態を反映できると考えられる一方、ごみ質分析で得られた厨芥類の割合等の調査結果を食品ロス発生量の推計に活用するには、乾湿重量の換算、可食部割合等について考慮することが望ましい。

【秋田県北秋田市におけるごみ質分析の調査結果を活用した食品ロス発生量の試算事例】

- ・秋田県北秋田市においては、「食品ロスの割合」の組成調査を実施していないため、北秋田市におけるごみ質分析の調査結果と他市（秋田市）のごみ質分析・「食品ロスの割合」の調査結果を組み合わせることで、北秋田市における食品ロス発生量について試算を行っている。

図表 19 北秋田市における ごみ質分析を用いた食品ロス発生量の試算式

$$\begin{array}{c} \text{北秋田市における} \\ \text{1人1日当たりの} \\ \text{食品ロス発生量} \end{array} = \begin{array}{c} \text{北秋田市における} \\ \text{1人1日当たりの} \\ \text{焼却ごみ量} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{北秋田市における} \\ \text{焼却ごみ中の厨芥類割合} \\ \text{※ごみ質分析} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{秋田市における} \\ \text{焼却ごみ中の厨芥類割合} \\ \text{※ごみ質分析} \end{array}} \times \begin{array}{c} \text{秋田市における} \\ \text{焼却ごみ中の食品ロス割合} \\ \text{※組成調査} \end{array}$$

※北秋田市「北秋田市一般廃棄物処理基本計画」¹⁰を基に作成

- ・なお、北秋田市においては、上記の試算値は、あくまでも焼却ごみの組成に基づく推計結果であり、「今後は組成調査等を実施して実態の把握に努めるとともに、実態に即した対策を講じることで、より削減を行うことが必要である」として整理されている。

⁹ 環境省 HP「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（公布日：昭和 52 年 11 月 04 日）」
<https://www.env.go.jp/hourei/11/000013.html>

¹⁰ 北秋田市「北秋田市一般廃棄物処理基本計画」
<https://www.city.kitaakita.akita.jp/news/p15716>

(3) 事業系食品ロスの推計方法¹¹

地域における事業系食品ロス量を推計するにあたっては、複数の方法が考えられる。検討に当たっては、国や都道府県の推計方法を確認し、参考にされることが推奨される。

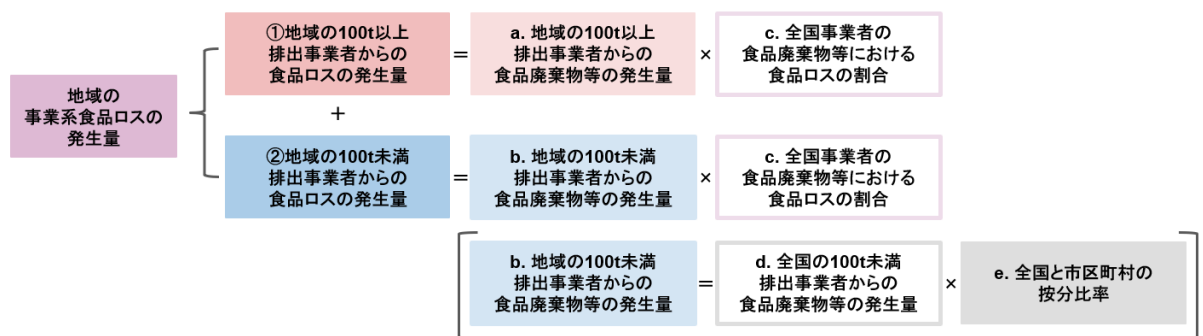
以下では、代表的な推計手法の一つとして「国に類似した推計方法」の整理を行った¹²。なお、必ずしも国や都道府県の推計方法に従う必要はなく、地域の実情がより反映される方法を選択することが推奨される。

<国に類似した推計方法>

事業系食品ロスの推計においては、「食品リサイクル法に基づく定期報告制度¹³」での事業者からの定期報告結果（以下、定期報告データ）や、農林水産省での調査委託事業「食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）」の調査結果（以下、農林水産省調査結果）、経済センサスといった公的統計を活用する。

本推計方法の計算方法は図表 20 に示すとおり。また各種データの概要・参照先については、図表 21 に整理した。

図表 20 国に類似した事業系食品ロスの推計方法



¹¹ 食品関連事業者における取組の促進や、参考情報の提供は、地方公共団体の重要な役割である。例えば、環境省が作成した「消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」の中でも、食品関連事業者による取組事例を紹介している。（1.4.2 推進施策の立案・検討参照）

¹² 本マニュアルにて紹介している「国に類似した推計方法」以外にも、（事業系一般廃棄物に限られるが）「市区町村の事業系一般廃棄物」に「市区町村が所在する都道府県における『事業系一般廃棄物』に占める『食品ロス』の割合」を乗じて推計する等、複数の手法が考えられる。

¹³ 平成19年の食品リサイクル法改正により、食品廃棄物等の発生量が100トン以上である食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務大臣への報告をしなければならないと規定されている。また、令和2年度より、定期報告の内容・公表方法が変更され、食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量が都道府県・市町村毎での公表に変更されている。

図表 21 国に類似した事業系食品ロスの推計方法による推計において参照できる情報

推計の実施に必要な量	概要	統計表等
a. 地域の 100t 以上排出事業者からの食品廃棄物等の発生量	定期報告データより、市区町村別の 4 業種別（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）データを参照可能	農林水産省「食品リサイクル法に基づく定期報告の結果について」 ¹⁴
b. 地域の 100t 未満排出事業者からの食品廃棄物等の発生量 ¹⁵	(d・e より推計。)	—
c. 全国事業者の食品廃棄物等における食品ロスの割合	農林水産省調査結果にて、4 業種別等での食品廃棄物等における可食部割合のデータを参照可能。	農林水産省「令和 5 年度食品リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書（概要版）」 ¹⁶
d. 全国の 100t 未満排出事業者からの食品廃棄物等の発生量	農林水産省調査結果より、「全国の食品廃棄物等の発生量」から、「全国の 100t 以上排出事業者からの食品廃棄物等の発生量」を差し引くことで算出可能。	(同上)
e. 全国と市区町村の按分比率	経済センサス等から、代表的な指標を検討する。具体的には「『全国の事業所数』に対する『市区町村内の事業所数』」等を比率として検討する。 ※按分比率の算出においては、事業所数の他にも従業者数や売上規模等を活用することができるため、 <u>地域の実態を反映するような指標</u> を活用することが望ましい。 ※業種区分ごとに、それぞれ推計することが望ましい。(以下の「推計実施における留意事項」についても参照。)	総務省・経済産業省「令和 3 年度経済センサス-活動調査結果 事業所に関する集計 産業横断的集計 事業所数、従業者数」 ¹⁷ ／等

推計実施における留意事項

- ・【業種区分の細分化について】事業系食品ロスにおいては、排出者である事業者の業種区分によって発生状況等が異なると考えられる。そのため、推計を精緻化するためには可能な限り業種区分を細分化して検討することが有効と考えられる。(a・c・d の参照先と想定される定期報告データ等においては 4 業種別（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）で情報が整理されているため、4 業種別以上での区分で推計することが望ましい。)
- ・【都道府県の推計結果の活用について】上記の c・d・e について、都道府県が事業系食品ロス発生量の推計等を行っている場合、都道府県での結果や、e の代わりに「都道府県と市区町村の按分比率」を活用することも考えられる。

¹⁴ 農林水産省 HP「食品リサイクル法に基づく定期報告の結果について」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/kekka/gaiyou.html

¹⁵ 国においては、「食品廃棄物等の排出量が 100t 未満の事業所数」に「1 事業所あたりの食品廃棄物等発生量」を乗じて推計。市区町村においては上記の把握が難しいと想定され、本マニュアルでは経済センサス等を活用する手法を紹介している。

¹⁶ 農林水産省「令和 5 年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書（概要版）（令和 6 年 2 月）」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_8-93.pdf

¹⁷ e-Stat HP「令和 3 年経済センサス - 活動調査 / 事業所に関する集計 産業横断的集計 事業所数、従業者数」

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200553&tstat=000001145590&cycle=0&tclass1=000001145649&tclass2=000001145667&tclass3=000001145670&stat_infid=000040067884&tclass4val=0

※上記 URL は本手引き策定時における最新の統計表であり、より新しい調査結果が活用可能である場合は、最新の調査結果を活用することが望ましい。(過年度の調査結果を活用することが適切である場合を除く。)

（4）推計対象年度

推計対象年度は計画策定年度と同一であることが望ましいが、実務的には策定年度に近い年度であって、推計可能な年度を選択することとなる¹⁸。

また、「食品ロスの割合」「1人1日当たりの食品ロス発生量」等の調査には追加的な予算等が必要となることが想定されるため、2、3年前の推計結果である場合も、「食品廃棄物量」や「人口」の実績値が得られている年度を推計年度とする事例もある。各種データの取得年度での推計を実施した上で、ごみ発生量のトレンドや「食品ロスの割合」が一定であるといった仮定を置くことで、直近年度の食品ロス発生量の推計を行うことも可能である。

＜コラム：推計対象年度の検討について＞

- ・推計対象年度の決定においては、計画策定時点の実態を反映するために、計画策定年度に近いことが望ましい。なお、計画期間や他計画との整合性、計画の進行管理等も踏まえ、策定年度や直近のデータ取得年度と異なる年度を選択する事例もある。

【静岡県藤枝市における食品ロス発生量の推計年度】

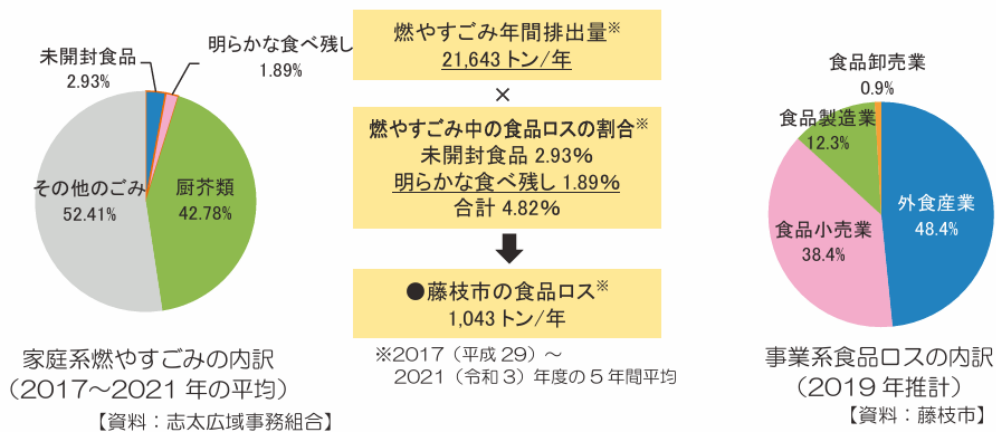
- ・静岡県藤枝市においては、2023年3月に計画を策定し、現状を以下のとおり推計している。
 - － 家庭系食品ロス：2017～2021年度における平均値
 - － 事業系食品ロス：2019年（計画策定年度の直近の調査結果）

図表 22 静岡県藤枝市による食品ロスの現況推計

2-3 本市の食品ロスの現状

■本市の食品ロス量

本市の家庭系の燃やすごみ排出量（2017（平成29）年度～2021（令和3）年度の平均値：21,643トン）のうち、4.82%（未開封食品2.93%、明らかな食べ残し1.89%）が食品ロスで、その重量は1,043トン/年です。また、2019（令和元）年度の本市の事業系の食品ロス量は、2,014トン/年と推計されます。



※藤枝市「藤枝市食品ロス削減推進計画」¹⁹より抜粋

¹⁸ 計画策定年度以前での推計を実施した上で、「食品ロスの割合」「1人1日当たりの食品ロス発生量」等が一定であるといった仮定を置くことで、計画策定年度の食品ロス発生量の推計を行うことも可能である。

¹⁹ 藤枝市「第3次藤枝市環境基本計画 藤枝市食品ロス削減推進計画（令和5年3月）」
<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/material/files/group/64/shokurosuikaku.pdf>

1.2.3 食品ロスに対する住民意識

国は「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」に関する目標を 80%と定めており（1.1.2 国の関連計画・削減目標 参照）、国と同様の目標を設定する場合は、地域内の食品ロス問題に対する認知度や取組状況を把握することが有益である。それらを把握する手法として、アンケート調査の実施が挙げられる。

既往事例では住民 1,000 名、事業者 200 所に書面を郵送する調査を実施し、約半数から回答を得ることができた（調査対象は無作為抽出。調査期間は約 2 週間。）。近年はインターネットを使ったアンケート調査も一般的となっており、短期間に多くの回答が得られると期待される。

図表 23 に、アンケートにおける調査項目例を挙げる。認知度に関する設問だけでなく、食品ロスの発生行動や今後の推進施策に関連した設問も加えると有益であろう。また、消費者庁が実施する「消費者の意識に関する調査」の設問も参考になると考えられる²⁰。

図表 23 アンケートにおける調査項目例

住民向けアンケート	事業者向けアンケート
・食品ロスという言葉と意味を知っていますか。 ・食品ロスという言葉はどこで知りましたか。 ・どれくらいの頻度で食品ロスが発生しますか。 ・どのような食品ロスが発生しますか。 ・食べ残しが発生する理由は何ですか。 ・直接廃棄が発生する理由は何ですか。 ・食品ロス削減に向け、既に取り組んでいることはありますか。（ご家庭、外食時、食品購入時） ・食品ロス削減に向け、飲食店が行うと良いことはありますか。 ・賞味期限と消費期限の意味を知っていますか。 ・日本の食品ロスが年間●万トン発生していることを知っていますか。 ・フードバンク活動・フードドライブに参加したことはありますか。 ・「てまえどり」を知っていて、実践していますか。 ・「mottECO」を知っていて、実践していますか。 ・どのような啓発が効果的だと思いますか。	・事業所の種類は何ですか。（4 業種） ・食品ロスという言葉と意味を知っていますか。 ・年間の食品ロス発生量を把握していますか。 ・食品ロス削減に向け、どのような取組を行っていますか。 ・食品ロスに関する啓発活動を実施していますか。 ・食品ロス削減推進法が施行されたことを知っていますか。 ・食品ロス削減に向け、今後取り組みたいと思うことはありますか。 ・日本の食品ロスが年間●万トン発生していることを知っていますか。 ・「てまえどり」を知っていて、実践していますか。 ・「mottECO」を知っていて、実践していますか。 ・フードバンク団体と連携した取組を行っていますか。 ・市の推進する食品ロス削減の取組について、協力することができますか。

1.2.4 地域の特性や課題の分析

食品ロスは地域の特性に応じて発生状況が異なることが知られている。例えば、家庭から発生する食品ロスであれば、農村地域の家庭からは農作物の排出が多い（自らの世帯のために栽培した住民等の余った野菜が多く排出される）一方、都市部の家庭からはスーパーの惣菜などの加工食品が多く排出される傾向が知られている。また、事業過程で発生する食品ロスであれば、工業団地が集中する地域では食品製造業由来の食品ロスが多く、観光業が盛んな地域では外食産業由来の食品ロスが相対的に多くなる。

発生原因が異なると、削減に向けて取り組むべき施策は異なる。そのため、地域における食品ロスの発生状況や削減に向けた取組状況を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画を

²⁰ 消費者庁「令和 4 年度第 2 回消費生活意識調査」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_003/assets/survey_003_221006_0002.pdf

策定することが望まれる。特に地域の現状を把握するためには一般廃棄物の組成調査（廃棄食品の可食・不可食の組成調査）を行うことが推奨され、環境省は家庭から発生する食品ロスの発生状況を把握するために実施する「家庭ごみのごみ袋開袋調査」の手法について、手順書や動画をまとめている²¹。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 1（2）②地域の特性等の把握】

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

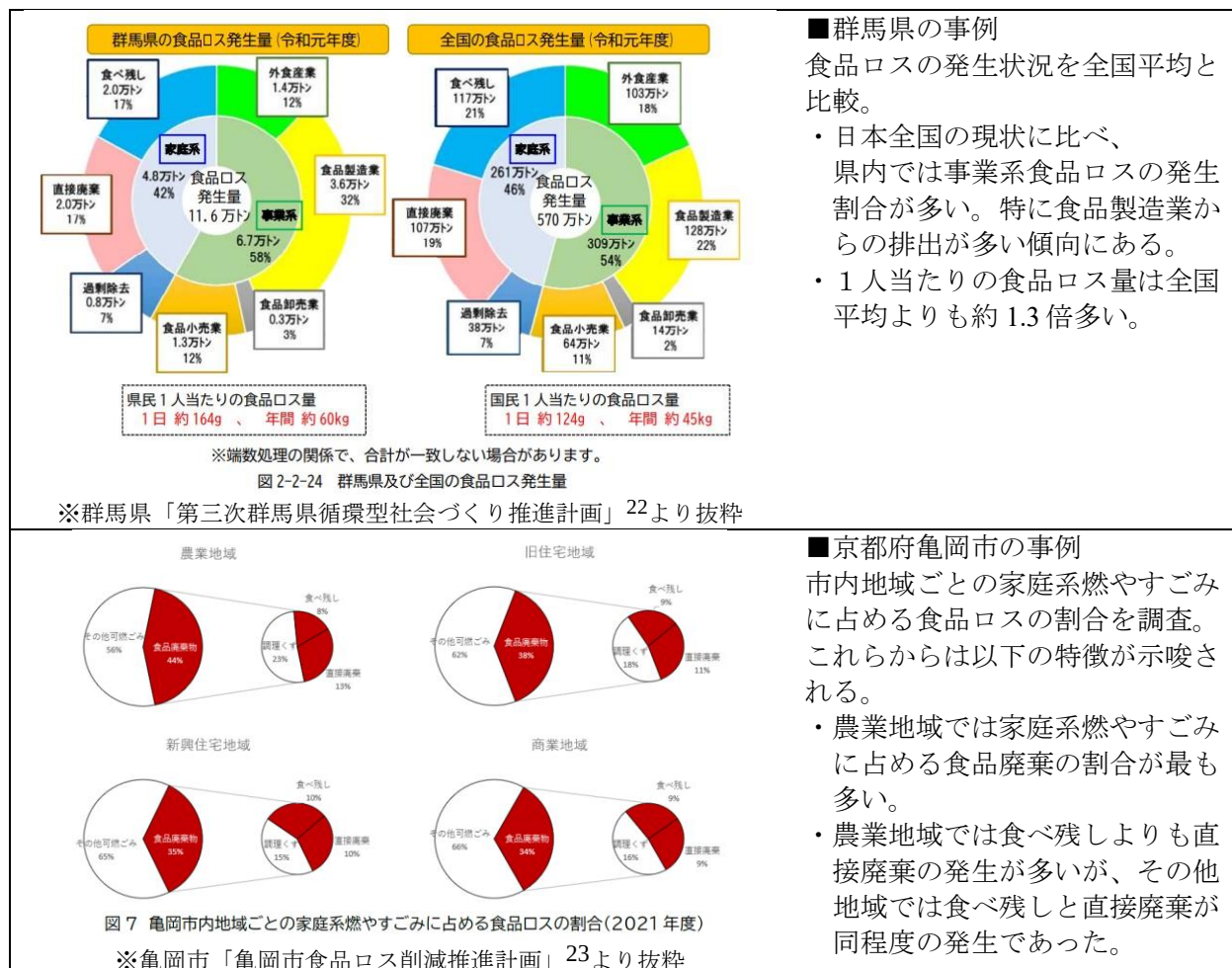
1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

（2）食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項

② 地域の特性等の把握

- ・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。
- ・一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる。
- ・近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることを期待される。

図表 24 地域の特性や課題の分析（例）



■群馬県の事例

食品ロスの発生状況を全国平均と比較。

- ・日本全国の現状に比べ、県内では事業系食品ロスの発生割合が多い。特に食品製造業からの排出が多い傾向にある。
- ・1人当たりの食品ロス量は全国平均よりも約1.3倍多い。

■京都府亀岡市の事例

市内地域ごとの家庭系燃やすごみに占める食品ロスの割合を調査。これらからは以下の特徴が示唆される。

- ・農業地域では家庭系燃やすごみに占める食品廃棄物の割合が最も多い。
- ・農業地域では食べ残しよりも直接廃棄の発生が多いが、その他地域では食べ残しと直接廃棄が同程度の発生であった。

²¹ 環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和6年10月版）」

<https://www.env.go.jp/content/000263848.pdf> また、環境省 HP「食品ロスの削減・食品廃棄物等の発生抑制」には、組成調査の記録表・整理表（Excel）、手順書の解説動画が掲載されている。（https://www.env.go.jp/recycle/food/post_5.html）

²² 群馬県 HP「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画（令和4年3月変更）」<https://www.pref.gunma.jp/page/6978.html>

²³ 亀岡市「亀岡市食品ロス削減推進計画（2023年3月）」<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/uploaded/attachment/31972.pdf>

＜コラム：食品ロスダイアリー調査について＞

- ・市区町村内の食品ロスの発生量を推計するための調査方法として「ごみ袋の開袋調査」が挙げられる。より個別の食品ロスの発生状況（年齢や世帯構成別での食品ロス発生量、また、食品ロスが発生した理由等）を調査するためには、市民モニター等が食品ロスの発生状況を日記のように記録・報告する「食品ロスダイアリー調査」を実施することも有効と考えられる。
- ・「食品ロスダイアリー調査」の利点としては、食品ロスの発生状況の詳細な分析が実施できることに加え、調査の参加自体に食品ロスの削減効果があることも知られており、食品ロスの削減に向けた具体的な施策としても有効と考えられる。

【食品ロスダイアリー調査に関する参考情報】

- ・環境省では子ども向けの食品ロスダイアリーを作成・配布している。当該資料においては、食品ロスに関する基本的な情報から、7日分の食品ロスの発生状況の記入枠、7日間で発生した食品ロスに起因する環境負荷や無駄になってしまった金額を計算するためのシート、家庭での食品ロスを削減するためのコツ等の情報が記載されている。

図表 25 環境省「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」²⁴の抜粋

3 チャレンジ! 7日間ではどうなるかな?

今度は実際に身の回りの食品ロスを調べてみよう!
7日間でどのくらい食品ロスが出ているのかな?

1日目 月 日 (曜日)

①食べ残し

すてた物	重さ(g)	すてた理由
	9	
	9	
	9	
合計		9

②手つかず食品

食べ物の種類	すてた物	重さ(g)	すてた理由
①野菜・果物		9	
②魚・貝など		9	
③肉		9	
④たまご・牛乳		9	
⑤おかし		9	
⑥その他 パン・ごはん、めん類など		9	

気づいたこと・感想

²⁴ 環境省「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」
<https://www.env.go.jp/content/000062442.pdf>

1.3 計画全体の目標

1.3.1 目指すべき将来像の検討

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。また、そうした理解と行動の変革を広げるためには、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していく必要がある。

地方公共団体は、より生活に身近な立場であることを踏まえ、それぞれの地域の特性に応じた「目指すべき目標」や「取り組むべき施策」を提示し、食品ロスの削減に向けた行動を推進していくことが重要となる。なお、市区町村においては、都道府県が食品ロス削減推進計画にて掲げる「目指すべき将来像」も踏まえ、検討することが望ましい。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 I 3 基本的な方向】

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

3 基本的な方向

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。

すなわち、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- ・可能なものから具体的な行動に移す、

ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 III 1（1）食品ロス削減推進計画の意義】

III その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

（1）食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。

1.3.2 食品ロス発生量の削減目標

地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画は、国の削減目標や実施する基本的施策と調和する形で検討されることが望まれる。国は食品ロス発生量の計画目標として、家庭系食品ロスは「**2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させる（216 万トン）**」、事業系食品ロスは「**2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を 60%削減させる（219 万トン）**」を掲げている（1.2 国の関連計画・削減目標 参照）。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 3 食品ロスの削減目標等】

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

3 食品ロスの削減目標等

食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系食品ロスについては「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和 6 年 8 月閣議決定）において、2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させる（216 万トン）という目標を設定している。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和 7 年 3 月公表）において、2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を 60%削減させる（219 万トン）という目標を設定している。

本基本方針においても、これらの削減目標の達成（家庭系食品ロスについては、2030 年度を待たず早期達成）を目指し、総合的に取組を推進する。

また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とする。

食品ロス発生量の削減目標は、施策や進捗の評価に活用される基本的な情報であり、地域の食品ロス発生量の現況を踏まえて検討することとなる（推計方法については、1.2.2 食品ロス発生量の現況推計 参照）。また、市区町村においては、国や都道府県における削減目標、自治体内における他の関連計画（環境基本計画や食育推進計画、一般廃棄物処理基本計画等）の計画年度や目標値を踏まえて検討することが望ましい。

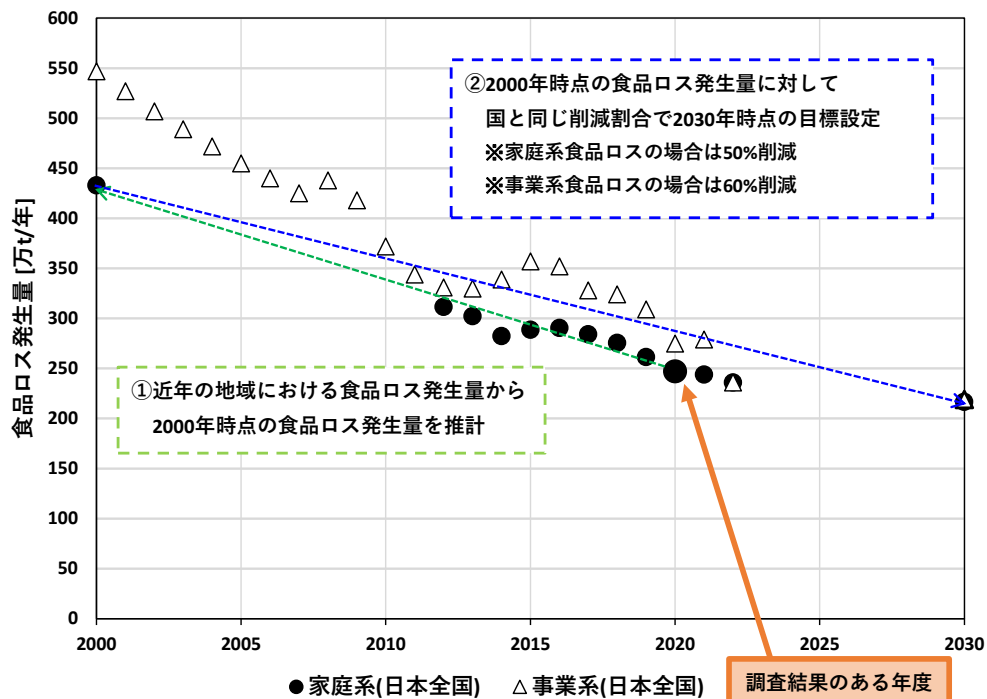
なお、食品ロス発生量を公的統計等から推計する場合、地域の食品ロスの発生実態が推計結果に反映されづらいため、食品ロス削減の施策効果が現れない可能性にも留意が必要である（例えば、家庭系食品ロスの推計において、地域における食品ロスの割合ではなく、日本全国における食品ロスの割合を活用している場合は、地域での施策実施の状況・成果が反映されづらい）。そのため、公的統計等より食品ロス発生量を推計している場合は、食品ロスの削減目標だけでなく、各施策に評価指標を設けた上で、施策や進捗の評価を行うことが望ましい（1.4.3 推進施策の実施に関する目標の設定 参照）。

削減目標の具体的な設定方法として、代表的な方法として以下のような方法が挙げられる。（家庭系食品ロス・事業系食品ロスの種別を問わず、設定することが可能である。）

【1】 国（または都道府県）と同様の方法にて、目標を設定する方法

- ・ 【概要】（国と同様の方法で目標を設定する場合）「地域における直近の食品ロス発生量」の推計結果を基に、「地域における 2000 年度の食品ロス発生量」を推計し、2030 年度にて、家庭系食品ロスについては 2000 年度比で 50%削減、事業系食品ロスについては 2000 年度比で 60%削減するものとして設定する方法。
- ・ 【例】「地域における 2000 年度での食品ロス発生量」の推計においては、「国における 2000 年度の食品ロス発生量から直近の食品ロス発生量までの削減割合」と同一であると仮定したうえで、「地域における直近の食品ロス発生量」の推計結果から逆算して推計を行い（緑色の点線）、2030 年度での地域における目標を 2000 年度の推計値の半減目標として設定（青色の点線）する。（図表 26 の緑色・青色の点線は、家庭系食品ロスに関する例示である。）

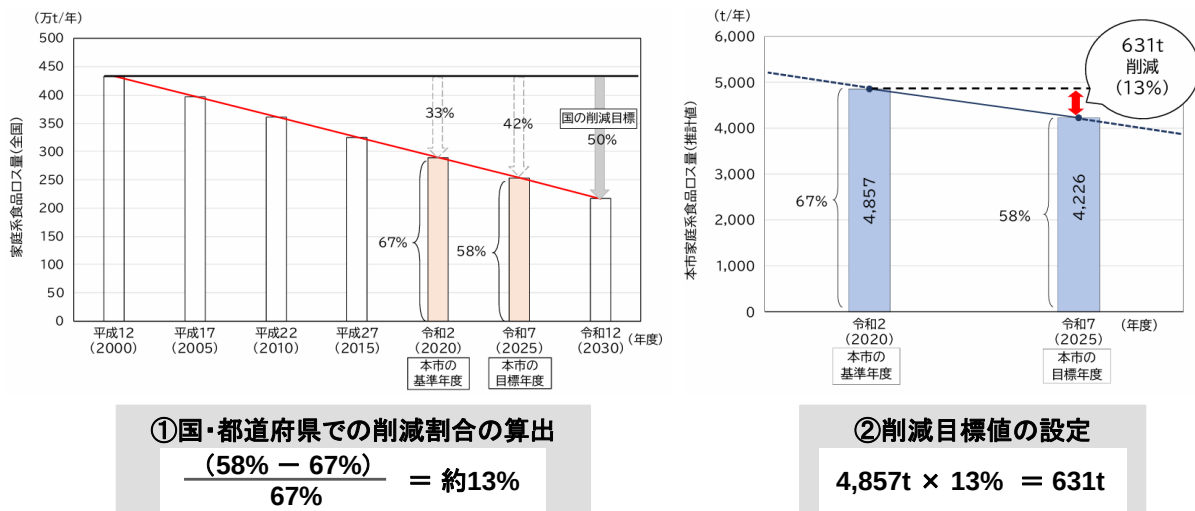
図表 26 国と同様の方法で目標を設定する方法の概念図



【2】 国（または都道府県）における削減目標達成に必要な割合を用いて、目標を設定する方法

- ・ 【概要】 国における 2030 年度の食品ロス削減目標に対して、一定の割合で現状値から削減すると仮定したときの削減割合を算出し、その削減割合を地域における食品ロス発生量に適用した場合の目標値を算定。
- ・ 【例】 大阪府茨木市では、国・大阪府の「2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減」という目標値に対して、「2000 年度から 2030 年度まで毎年同量だけ食品ロスが削減されて目標が達成される」²⁵と仮定し、茨木市の基準年度（2020 年度）、目標年度（2025 年度）での食品ロス発生量も同様の削減割合であるとして、目標値を設定。

図表 27 国（または都道府県）における削減目標達成に必要な削減割合を用いて
目標を設定する方法（大阪府茨木市での目標設定例）



※茨木市「茨木市一般廃棄物処理基本計画」²⁶に基づき作成

²⁵ このような仮定を置いた場合、2000 年度比として、2020 年度では約 33%（50% × 20/30）、2025 年度において約 42%（50% × 25/30）となる。

²⁶ 茨木市「茨木市一般廃棄物処理基本計画（令和 4 年 3 月）」

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/92/ibarakisippannhaikibutussyorikihonnkeikakuonnenn2022.pdf>

【3】 関連計画の目標達成に必要な削減割合を用いて、目標を設定する方法

- ・ 【概要】 市区町村内の一般廃棄物処理基本計画等の関連計画におけるごみの削減目標等から食品ロスの削減目標を設定する方法。
- ・ 【例】 神奈川県厚木市では、家庭系食品ロス量の目標については「厚木市一般廃棄物処理基本計画」における家庭系の目標ごみ量のうちのもえるごみ量に、令和元（2019）～4（2022）年度の組成分析における食品ロス量割合を乗じた数値」、事業系食品ロス量の目標については「厚木市一般廃棄物処理基本計画」における事業系の目標ごみ量に、県の平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度の平均食品ロス量割合を乗じた数値」に基づいて目標値を設定している。

本マニュアルでは代表的な食品ロスの削減目標の設定方法について紹介を行ったが、必ずしも上記の手法に則って設定する必要はなく、地域の実情や関連計画との兼ね合いを踏まえて検討することが望ましい。

＜コラム：1人1日当たりの食品ロス発生量での削減目標の設定方法＞

- ・ 食品ロスの削減目標を「市区町村の一年間の食品ロスの発生量」で設定した場合、人口減少が想定される市区町村においては、人口減少に伴うごみ・食品ロス量の減少により、現状の1人1日当たりの食品ロス発生量の水準が変化せずとも、目標が達成されることも考えられる。
- ・ そのため、実質的な食品ロス発生量の削減が必要とされる目標を設定するためには、「1人1日当たりの食品ロス発生量」に関する削減目標を設定することも有効と考えられる。

【山梨県都留市における1人1日当たりの食品ロス発生量での目標設定の事例】

- ・ 山梨県都留市では家庭系食品ロスの削減目標について、1人1日当たりの食品ロス発生量として設定している。具体的な設定方法としては、基準年度としている2000年度の1人1日当たりの食品ロス発生量を、以下の式から推計のうえ、2030年度時点でその半減を目指すものとして設定している。

都留市における2000年度での1人1日当たりの食品ロス発生量

＝ 都留市における2000年度での家庭系ごみ量（※一般廃棄物処理実態調査より。）

× 日本全国における2000年度での家庭系ごみ量に対する家庭系食品ロス発生量の割合

÷ 都留市における2000年度での人口（※一般廃棄物処理実態調査より。）

図表 28 山梨県都留市における食品ロスの現況推計結果の整理例

指標	基準値 (2000年度)	現状値	目標値 (2030年度)	考え方
家庭系食品ロス発生量	104.0g/人・日	63.0g/人・日 (2019年度)	52.0g/人・日	2000（平成12）年度の食品ロス発生量原単位を推計し、2030年度までに半減
事業系食品ロス発生量	864t/年	489t/年 (2019年度)	432t/年	2000（平成12）年度の食品ロス発生量を推計し、2030年度までに半減

※都留市「都留市食品ロス削減推進計画」²⁷より抜粋

²⁷ 都留市「都留市食品ロス削減推進計画（令和4年4月）」

<https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/material/files/group/7/shokurosuikaku.pdf>

1.3.3 食品ロス発生量以外の計画目標

地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画は、国の削減目標や実施する基本的施策と調和する形で検討されることが望まれる。国は食品ロスに関連した目標を3つ掲げており、食品ロス発生量以外の計画目標として、「**食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする**」が挙げられる（1.1.2 国の関連計画・削減目標 参照）。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 3 食品ロスの削減目標等】

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

3 食品ロスの削減目標等

食品ロス削減推進法及び基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

(略)

また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする。

1.4 目標達成に向けた推進施策の検討

1.4.1 推進施策の方針、位置づけ

食品ロス削減に関する推進施策は、「1.2 食品ロスの現状把握（発生量の推計、認知度の把握）」で整理した地域の現状を踏まえ、「1.3 計画全体の目標」で検討した将来像を実現していくための方法論を検討する。基本的施策としては、（1）教育及び学習の新興、普及啓発等、（2）食品関連事業者等の取組に対する支援、（3）表彰、（4）実態調査等、（5）情報の収集及び提供、（6）未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等と6つが挙げられている。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、国における基本的施策を具体的に整理し、食品の生産から消費に至るまでの一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進することを掲げている。都道府県においては国の施策を、市区町村においては国・都道府県の施策を踏まえて、地域の特性に応じた取組を推進することが求められている。

なお、食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律など多岐にわたる施策等に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。関連施策の連携を推進していくためには、関係部局の緊密な連携を図ることも重要であることに留意されたい。

【食品ロスの削減の推進に関する法律 第三章 基本的施策】

第三章 基本的施策

（教育及び学習の振興、普及啓発等）

第十四条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

（食品関連事業者等の取組に対する支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第十九条第一項において同じ。）及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体（次項において「食品関連事業者等」という。）の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必

要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第十六条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(実態調査等)

第十七条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十八条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(未利用食品等を提供するための活動の支援等)

第十九条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 II 2 基本的施策】

II 食品ロスの削減の推進に関する事項

2 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

- (1) 教育及び学習の振興、普及啓発等 (略)
- (2) 食品関連事業者等の取組に対する支援 (略)
- (3) 表彰 (略)
- (4) 実態調査及び調査・研究の推進 (略)
- (5) 情報の収集及び提供 (略)
- (6) 未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等 (略)

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 III 2 関連する施策との連携】

III その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

2 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）、廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）など多岐にわたる施策等に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。

このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。

1.4.2 推進施策の立案・検討

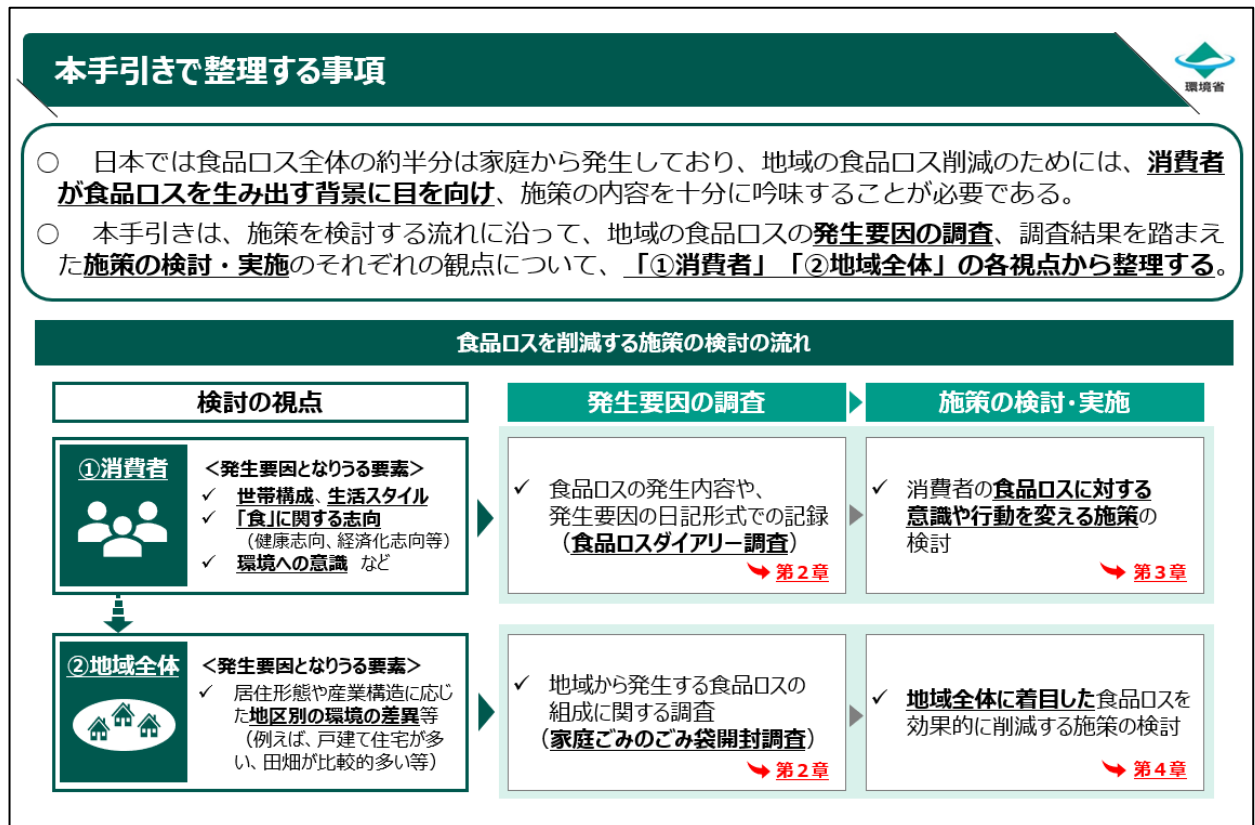
推進施策の検討に向けて、環境省は「消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」、「自治体職員向け食品ロス削減のための取組事例集」を作成している。また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会では、自治体が実施する食品ロス削減のための施策を「食品ロス削減のための自治体施策集」としてまとめている。これらの事例集も参考に、地域で推進していくべき施策を検討すると効果的と考えられる。

特に、「1.2.4 地域の特性や課題の分析」で整理したとおり、食品ロスは地域の特性に応じて発生状況が異なるため、地域に応じて削減に向けて取り組むべき施策も異なる。既往の施策を単に掲げるのではなく、地域の課題に対応した推進施策を選択することが重要であり、「消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」を参照することが望ましい²⁸。

その他、個別施策を実施するに際し、参考になる資料が複数存在するため、参考にされたい（参考資料「市区町村による食品ロス削減の推進に参考となるマニュアル類」参照）。

■環境省「消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」

(https://www.env.go.jp/recycle/food/post_5.html 環境省 HP 内「自治体担当者向け情報」に掲載)



²⁸ 環境省では消費者の行動の変化によって削減が期待される食品ロス（家庭系食品ロス・事業系食品ロスのいずれも含む）について、その発生要因に応じた効果的な削減策をマニュアルとして整理している。食品ロスの着実な削減に向けて、併せて参照することが望ましい。

（参考）環境省「消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」

■環境省「自治体職員向け食品ロス削減のための取組事例集（令和6年度更新版）」

(https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/j_fl_m_r6.pdf)

No.3 食品ロスダイアリーの実施

神戸市

-家庭系食品ロスの実態把握・削減ツールとして-

1 取組の概要

家庭系食品ロスの発生実態の把握を目的として、市民モニターを募集して「食品ロスダイアリー」調査を実施し、「神戸市食品ロス削減アクションメニュー」を策定。さらに、食品ロスダイアリーに記録することで、これまでに自覚していなかった食品ロスの発生を認識することができるようになったこと等が食品ロスの削減につながったことから、啓発手法としても活用している。

■ 実施内容

実施時期	モニター数	実施目的	主な調査内容
2016年 11月～12月 (4週間)	配布数：399世帯 回収数：302世帯 (回収率 75.7%)	食品ロス発生 実態の調査	食品ロスの件数、重量、食品の種類、入手方法、発生理由、実施していれば食品ロスを発生させずに済んだと思われる方法等

※上記の他、2017年、2018年には、野菜の保存方法等を記載した啓発ちらしを配布するモニターとしないモニターに分けて、ダイアリーの記録を依頼し、食品ロス発生量を比較する効果検証を実施。

② 調査結果

子どもの有無別の食品ロス発生件数

子どもがいない世帯はロスが多い

単身高齢者世帯は食べ残しが多い

食品ロスダイアリーに記録することで、削減意識が高まり、発生量が減少する

手つかず食品の入手方法は「もらった」が2割 等

1人1日あたりの食べ残し重量 (g)

③ 調査結果を踏まえた取組

①「神戸市食品ロス削減アクションメニュー」の策定

学識者や食品小売事業者等からなるステークホルダー会議、市民とのワークショップにおいて、調査結果に基づく議論を通じて、「もらった」食品を寄付できるフードドライブ、子育て世帯や単身高齢者にターゲットを定めた取組等のアクションメニューを策定した。

②「食品ロスダイアリー」の啓発ツールとしての活用

食品ロス量を見る化・自覚化するためのツールとして、市民の利用を促進。神戸市が環境政策分野で長年連携してきたNPO法人ごみじゃばんを中心とした研究チーム（NPO法人ごみじゃばん食品ロス削減チーム）と連携し、「食品ロスダイアリー」のアプリ版の普及に協力。

■ 今後の展開（2020年度時点の展望）

削減手法として、より多くの市民にダイアリーに取り組んでもらうために、食品関連事業者等と連携しながら普及拡大を図る。

■ 各主体の役割分担

2 取組の実施の流れとポイント

ステップ1 食品ロスダイアリー調査の設計

- 把握したい内容を検討し、調査項目を作成した。
(調査項目の例：廃棄した量、廃棄理由、入手方法、実施していれば捨てずに済んだ方法等)

ステップ2 市民モニター募集

- 「神戸市市政モニター」を通じて募集を行い、1人2千円の謝礼（商品券）を用意した。
- 食品ロスの発生実態の把握のため、事前調査で食品ロスを出していると回答した人を優先的に採用した。

ステップ3 調査票の発送・回収

- 選定したモニターに調査票を発送し、調査期間（4週間程度）取り組んでもらい、回収した。
- (参考) 啓発資料の効果検証を目的とする場合には、「1. 取組の概要」に記載の通り、啓発資料を配布する群・配布しない群を設けて食品ロスの発生量を比較することで、啓発効果を検証できる。

ステップ4 調査結果の分析

- 調査票のデータをエクセルに入力し、廃棄された食品の種類や廃棄理由等を分析した。
- 回答者の属性（年齢や子どもの有無）と食品ロスの量をクロス集計し、世帯ごとの傾向を分析した。

3 実施に要したコスト

○費用（2016年度事業、税込）

調査票印刷・発送費：約60万円
モニター謝礼：約60万円 ※モニター1名あたり2,000円のクオカードを送付
※その他 人件費等が発生しており、環境省補助金 約700万円を充当
○担当者数：2名（市担当者）、外部委託事業者（民間の調査会社）

食品ロスダイアリー調査の実施支援ツールのご紹介

①「食品ロスダイアリー」調査票（簡易版、神戸市作成）<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/25909/foodlossdiary.pdf>
②「食品ロスダイアリー」webアプリ版（NPO法人ごみじゃばん食品ロスチーム作成）<https://gomi.jp/foodloss.com/>

■全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会「食品ロス削減のための自治体施策集（令和4年5月発行、令和6年7月更新）」

(<https://info.pref.fukui.lg.jp/junkan/abekiri/network/pdf/sesakushu3.pdf>)

食品ロス削減のための

自治体施策集

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

(令和4年5月発行)
(令和6年7月更新)

目次

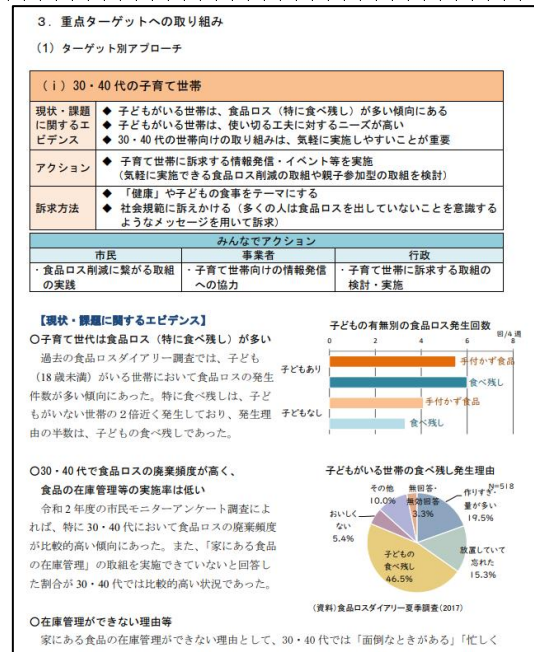
1 自治体施策	1
施策概要	2
(1) 食べきり運動	4
1-1 北海道	4
1-2 富山県	6
1-3 福井県	9
1-4 高松市	11
(2) 30・10運動	13
2-1 江戸川区	13
2-2 京都市	15
2-3 松山市	17
(3) フードバンク	19
3-1 三重県	19
3-2 福岡県	21
(4) フードドライブ	24
4-1 さいたま市	24
4-2 金沢市	26
(5) 3きり運動・生ごみ削減	28
5-1 青森県	28
5-2 小田原市	29
(6) 子どもたちへの啓発・教育	31
6-1 岩手県	31
6-2 相模原市	34
6-3 松本市	36
6-4 八幡市	38

〔コラム〕地域の課題に対応した推進施策の検討

神戸市では、地域の課題に対応した推進施策を検討するため、「神戸市食品ロス削減アクションメニュー」を整理している。神戸市は家庭系食品ロスの発生実態の把握を目的として、市民モニターを募集して「食品ロスダイアリー」調査を実施し、当該結果やアンケート調査結果を根拠に、アクションメニューや削減を促す重点ターゲットを整理している。

(出典) 神戸市「神戸市食品ロス削減アクションメニュー (改訂版) (2021 年 3 月)」

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/4924/koubeshiactionmenukaiteiban.pdf>



＜削減計画を策定済みの自治体の声：推進施策の立案・検討＞

- ・食品ロス削減計画を策定し、計画策定時に具体的な施策まで検討したことによって、実効的な施策の推進に繋がっている。「できることから始めよう」というだけでは、普及啓発に傾注してしまっていたのではないかと感じる。
- ・施策は単に列挙するのではなく、特に大切にしたい施策を「重点施策」として位置付けた。計画策定から数年経つと、何の施策を進めていくべきかとわからなくなることもある。予め「重点施策」を整理したことで、自治体として推進すべき方向性を振り返ることが可能となった。
- ・施策の検討においては、都道府県や近隣市区町村の取組状況を参考にするほか、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」やインターネット検索から見つけられた情報も参考にした。また、実際に施策を展開する段階では、地域の住民やボランティア、NPO、食品関連事業者に実働いただく場面も多い。事前に地域内で実際に施策を進める主体や、食品関連事業者に対し、ヒアリングやアンケート調査を実施し、現場の声を踏まえて参考にすることも効果的と考えられる。
- ・継続的な施策の推進には、民間事業者の協力を得ることは不可欠であろう。民間事業者の協力を得られる場合は、施策の継続性や自治体側のマンパワーの削減等も加味し、連携協定を締結することも一案である。
- ・計画策定時から関連部署へ事前相談することで、生ごみ処理機の補助金の件数、防災備蓄食品の活用件数、学校給食での食育の取組など、部署を越えて推進すべき事項、進捗管理指標となり得るものを整理し、計画に盛り込むことができた。予め、各施策の担当部局と成果指標が明確になっていることで、各担当の負担削減に加え、PDCAの着実な推進に貢献している。庁内の連携先としては、廃棄物の他部局、防災担当の部局、教育・福祉担当の部局、教育委員会等が候補に挙がるだろう。
- ・進捗の点検・評価は計画の記載内容に沿って実施されるため、一般廃棄物処理基本計画の一部として作成する場合においても、他施策を踏まえて体系的に整理することが望ましい。

＜コラム：庁内での連携による施策の立案・推進について＞

- ・（再掲）食品ロスの削減推進においては、廃棄物削減という観点においては、環境や廃棄物を主管する部局が主担当となることが想定される。一方で、食品ロス削減に向けては教育（学校給食の食品ロス削減や食育の推進等）や福祉（フードドライブや子ども食堂との連携等）、防災（災害備蓄食品の有効活用等）といった側面も含まれることから、廃棄物や環境を主管する部局だけでなく、消費者、産業振興、保健福祉等の関係部局間とも連携しながら策定・推進することが望ましい。

【山梨県都留市における関連部局との連携に関する記載例】

- ・山梨県都留市では、市民部 地域環境課が中心となり、食品ロス削減推進計画の策定・推進を実施している。都留市の食品ロス削減推進計画では、食品ロス削減推進のために市民、事業者、行政の役割と推進すべき取組を整理している。そのなかで、市が推進する取組については各取組の担当課も明記しており、地域環境課以外では健康子育て課、学校教育課、総務課においても各種取組の担当部局として明示的に整理されている。

図表 29 山梨県都留市における他部局と連携した施策の検討・整理例

【取り組み】		
取り組み名	取り組み内容	担当課
食品ロス量の把握	・家庭系・事業系食品ロスの排出実態を把握します。 ・産業廃棄物に区分される食品ロスに関する調査を実施します。	地域環境課
市民の食品ロスに関するアンケートの実施	・アンケート調査等による市民の食品ロスに関する関心度や取り組み状況を把握し、取組に反映していきます。	地域環境課
食品ロスに関する市民への普及啓発	・園児や小中学生を対象とした食品ロスをテーマとした講座などを実施し、環境教育を推進します。 ・市民や市民団体を対象とした食品ロスをテーマとした講座などを実施し、普及啓発を行います。 ・食品ロス削減をテーマにした教材を作成し、普及啓発に活用します。 ・食品ロスに関する啓発ポスターや物品等を活用し、市内や市内スーパーなどにおいて普及啓発を行います。 ・各種イベント参加者に食品ロス削減をテーマにしたパンフレット等を配布し、普及啓発を行います。 ・企業に対してSDGsへの取り組みをPRでき、企業のイメージアップに繋げる「やまなし食品ロス削減推進パートナー」への登録を推進します。 ・食品ロス削減に取り組む個人や団体を表彰し、優良活動の周知により意識の高揚を図ります。 ・他の自治体や事業者、住民が実施している先進的な取組や事例について、情報を収集し、市ホームページやSNS等を活用し、市民や事業所に対し、食品ロスに関する様々な情報を発信していきます。 ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会へ参加し、情報収集を行うことで普及啓発に役立てていきます。	地域環境課 健康子育て課 学校教育課
食品廃棄物の減量化・資源化	・都留興譲館高等学校や都留文科大学、健康科学大学、産業技術短期大学の学食や購買での食品ロス削減の周知を実施し、意識向上に努めます。 ・やむを得ずごみとして排出する場合は、生ごみの水キリの徹底等を周知啓発していくとともに、ごみ全体に占める水分の割合を示すなど、広報誌等を通して、食品廃棄物の減量化・資源化についてわかりやすく情報を発信します。 ・整備済みの家庭用生ごみ処理器具設置費補助金の周知強化をしていきます。 ・堆肥化装置等の導入について検討していきます。	地域環境課
学校給食の食品ロスの削減	・学校給食での食品ロス削減メニューの提供を検討していきます。 ・すでに取り組んでいる「調理の工夫、盛られた分は食べきる食育指導」などを引き続き実践していき、学校給食で発生する食品ロス削減について、さらに取り組んでいきます。	学校教育課
飲食店組合の食品ロスの削減	・事業者に対し、小盛サイズメニューの導入など、利用者の希望に沿った量の料理の提供などの促進を図ります。 ・食べ残しを堆肥化する設備等の情報提供や、購入等の補助等について検討します。 ・飲食店で食べきれなかった料理を利用者自身の責任で持ち帰る「mottECO」を推進します。	地域環境課
未利用食品の有効活用	・フードバンク活動の推進と理解を促進するため、関係者相互の連携のために必要な支援を行っています。 ・市民が簡単にかつ安心して食品の提供から受け取りを行えるよう、フードドライブの推進と周知啓発に努めていきます。 ・市職員へ向けたフードバンク活動の周知を強化し、利用増進を図ります。 ・災害対策用備蓄食品の有効活用を引き続き実施していきます。	地域環境課 総務課

※都留市「都留市食品ロス削減推進計画」²⁹より抜粋

1.4.3 推進施策の実施に関する目標の設定

食品ロスの削減の推進を実効的に進めることを目的に、食品ロス削減推進計画全体の目標に加えて、推進施策別に評価指標と目標値を定め、進捗管理に活用する事例も存在する。（例：食べきり協力店の登録店舗数、mottECO 導入協力店数³⁰、市区町村によるフードドライブの累計開催回数、生ごみを出さない宣言をした世帯数、生ごみ処理機等購入補助金申請者数、災害備蓄食品の活用割合、学校給食の残渣量 など）

²⁹ 都留市「都留市食品ロス削減推進計画（令和4年4月）」

<https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/material/files/group/7/shokukurosuikaku.pdf>

³⁰ 外食における食べ残しの持帰り（mottECO）については、事業系食品ロスの削減効果が期待される取組です。一方、持ち帰りには注意事項の遵守が必要であることを、消費者と飲食店の双方に理解頂くことにも努める必要があります。次の資料等も併せて参考にしてください。

（参考）消費者庁、厚生労働省「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～（令和6年12月25日）」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_02.pdf

消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項（2017年5月16日）」 <https://www.env.go.jp/content/900509166.pdf>

食品ロス発生量の現況把握において、地域の実態に関する調査結果を活用した方法ではなく、統計データ等を活用した按分に頼らざるを得ない場合は、地域内の推進施策の効果が十分に反映されない場合がある。（例えば、家庭系食品ロス発生量を「日本全体の食品ロスの発生割合」と「市区町村の家庭系ごみ収集量」を乗算して算出している場合、当該市区町村では施策に取り組まない場合も、他地域で施策を推進したことで「食品ロスの発生割合」が減少し、結果として家庭系食品ロス発生量の減少が生じてしまう。）このような場合には特に、各推進施策に評価指標を設けた上で、進捗を管理し、評価するよう工夫することが望ましいと考えられる。

1.5 各主体に求められる役割と行動

1.5.1 各主体に求められる役割と行動の検討

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。消費者や食品関連事業者は求められる「役割と行動」を理解・実践するとともに、双方向にコミュニケーションを図ることが望まれる。またコミュニケーションには食品関連事業者以外の事業者やマスコミ、消費者団体、NPO 等、国・地方公共団体も連携・共同し、食品ロスの削減に向けて、先駆的・意欲的な取組を展開することが期待される。

地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画においては、「各主体に求められる役割と行動」を参考に、**地域の特性に応じた内容へと具体化を図ることが重要**である。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 II 1 求められる役割と行動】

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO 等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 2 条第 2 項）の形成の取組として位置付けることができる。

1.5.2 消費者

消費者は、食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握することが求められる。その上で、「買物」「食品の保存」「調理」「外食」といった食品に接するタイミングにおいて、食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移すことが求められる。

更には、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域にも影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援することが期待される。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 II 1 (1) 消費者】

II 食品ロスの削減の推進に関する事項

1 求められる役割と行動

(1) 消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、「てまえどり」、見切り品等の活用を通じて、使いきれ的分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。
- ・購入してすぐ食べるものについては、「てまえどり」を実践する。また、見切り品等を活用する。

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
- ・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。
- ・家庭で余っている未開封の未利用食品は、近隣でシェアしたり、フードドライブ活動を通じて寄附したりするよう努める。

③ 調理の際

- ・余った食材を鍋物や汁物に活用するなど、家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれの量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・食べきれの量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時には、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりと呼び掛ける「30・10（さんまる いちまる）運動」等を実践する。
- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

1.5.3 農林漁業者・食品関連事業者

農林漁業者・食品関連事業者は、サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施することが求められる。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められる。

また、農林漁業者においては、流通規格外の野菜、自然災害等で傷ついた果物、獲れすぎた魚等を始めとした産地ロスとなっていた農林水産物についても、有効活用の促進が求められる。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 II 1 (2) 農林漁業者、食品関連事業者】

II 食品ロスの削減の推進に関する事項

1 求められる役割と行動

(2) 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、新たな価値への転換、食品寄附やリサイクル等により適切に有効活用・再生利用等を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のような行動が期待される。

① 農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、AI 等を活用した需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整や受注締め時間の前倒し等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・小分け包装等、消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について、新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整、発注時間の前倒し等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。
- ・小分け販売や少量販売などの消費者が使いきりやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者（フランチイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・おいしい食べきりと呼び掛ける「30・10（さんまる いちまる）運動」等の取組を行う。
- ・外食事業者は、mottECO のポスターを掲示するなど、消費者が食べ残しの持ち帰りを行いやすい環境を醸成するとともに、消費者から持ち帰りを求められた際は、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」(以下「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」という。)に基づき対応する。
- ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りををできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。)
- ・外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあつては、食品ロス削減のため実施可能な取組を行う。

⑤ 食品関連事業者等に共通する事項

- ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。

- ・フードシェアリングサービス（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングサービス）の活用等による売りさりの工夫を行う。
- ・規格外品、納品期限、余剰生産、返品、包装資材（段ボール等）の破損、法令違反とならないパッケージへの誤記載、売れ残り等の理由により販売には至らないが、まだ食べることができる未利用食品を、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者に提供するための活動（いわゆるフードバンク活動団体等を通じた食品寄附活動）とその役割を認識し、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」（以下「食品寄附ガイドライン」という。）に基づき積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。
- ・食品のパッケージの工夫や食材の使いきり・食べきりに関する情報発信を通じて、家庭内での食品使いきりを積極的に推進する。

1.5.4 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む）

事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む）は、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行うことが求められる。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努めることが求められる。加えて、食品寄附の持続的かつ面的な拡大を図るという観点からは、食品寄附に貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深めることが求められる。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 II 1（3）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）】

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

（3）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努める。加えて、食品寄附の持続的かつ面的な拡大を図るため、食品寄附に貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深める。

1.5.5 マスコミ、消費者団体、NPO 等

マスコミ、消費者団体、NPO 等は、「役割と行動」を実践する「消費者」「農林漁業者・食品関連事業者」「事業者」が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行うことが求められる。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 II 1（4）マスコミ、消費者団体、NPO 等】

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

（4）マスコミ、消費者団体、NPO 等

前記（1）から（3）までに記載した「役割と行動」を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

1.5.6 地方公共団体

地方公共団体は、「役割と行動」を実践する「消費者」「農林漁業者・食品関連事業者」「事業者」が増えるよう、各種施策を推進することが求められる。また、災害時用備蓄食品の有効活用に努めるほか、主催するイベント等での食品ロスの削減を進めることが求められる。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 II 1（5）国・地方公共団体】

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

（5）国・地方公共団体

前記（１）から（３）までに記載した「役割と行動」を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記２に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努める。

さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。

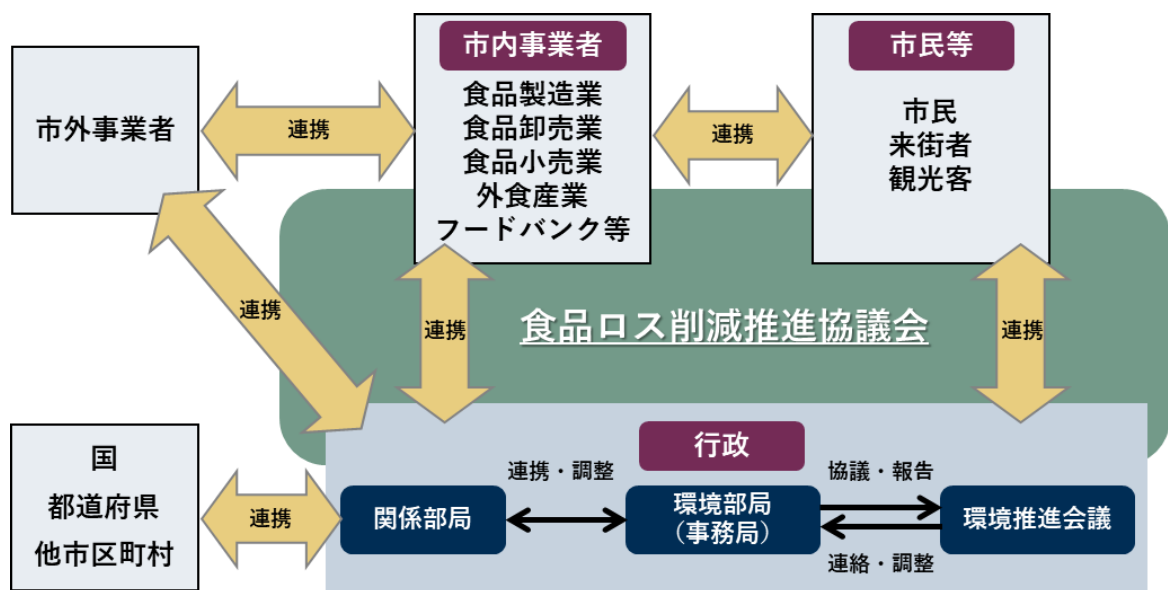
2. 食品ロス削減推進計画の推進 (Do)

2.1 推進体制の検討

計画の推進にあたっては、連絡会議等を活用し、定期的に取り組の成果を検証し、PDCA サイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

また、消費者、事業者、関係団体及び行政等の多様な主体が適切な役割分担の下で連携・協力し、取組を進めることが重要となる。市区町村の中には、多様な主体から成り立つ協議会を設立し、相互連携を促進するよう工夫する事例も見受けられる（図表 30）。行政においては、食品ロスの削減は多岐にわたる施策に関連したものでもあるため、関係部局と緊密に連携し、住民一丸となって取り組む運動を展開することが期待される。

図表 30 推進体制のイメージ図（例）



【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 1（2）④策定後の推進】

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

（2）食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項

④ 策定又は変更後の推進

- ・ 連絡会議等を活用し、定期的に取り組の成果を検証し、PDCA サイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

2.2 進捗管理の仕組みの検討

計画の進捗管理においては、地域内の食品ロス発生量やその他の計画目標に係る指標について把握するとともに、計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を行う。また、個別施策の進捗管理の観点からは、各主体の施策に関する達成状況や課題の評価も行う。これらの評価を基に、対策・施策の改善（内容、事業量等）に向けた検討を行う。

個別の施策が効果を上げるためには、施策に関わる各主体が積極的な取組を行うことが不可欠であり、そうした取組を促していく観点から、関連する主体の取組状況・個別施策については可能な限り定量的な指標を設定することが有益と考えられる。（1.4.3 推進施策の実施に関する目標の設定 参照）

＜削減計画を策定済みの自治体の声：計画の管理・進捗管理の仕組み＞

- ・進捗管理用の指標を細かく設定したことで、実効的な進捗管理が実現している。特に、地域の企業等を巻き込んだ協議会を設置したことで、地域の旅館の従業員や、有名菓子の製造事業者の意見を取り入れながら、地域一帯で計画の推進を図ることができている。
- ・庁内の企画部署が毎年実施する市民意識調査に、食品ロスに関する設問を含めることにした。これにより、作業負担の軽減・コストカットに繋がると共に、効率的な進捗管理にも繋がっている。
- ・地域のコミュニティ放送に定期的な情報発信のタイミングを設けることで、普及啓発が着実に実施されるよう工夫しています。
- ・計画策定時から関連部署へ事前相談することで、生ごみ処理機の補助金の件数、防災備蓄食品の活用件数、学校給食での食育の取組など、部署を越えて推進すべき事項、進捗管理指標となり得るものを整理し、計画に盛り込むことができた。予め、各施策の担当部局と成果指標が明確になっていることで、各担当の負担削減に加え、PDCAの着実な推進に貢献している。庁内の連携先としては、廃棄物の他部局、防災担当の部局、教育・福祉担当の部局、教育委員会等が候補に挙がるだろう。（再掲）
- ・食品ロスに関する取組について、一般廃棄物処理基本計画の一部として点検・評価を実施しており、効率的な進捗管理ができているものと認識している。（再掲）
- ・一般廃棄物処理基本計画の一部として、点検・評価を実施しており、食品ロス削減推進計画に特化しての点検・評価は実施していない。食品ロスに関する取組の点検・評価については庁内の連絡会議を通じて、1月頃に各課での取組状況についてヒアリングを行い、取組の実施状況等について取りまとめを行っている。これらの取りまとめ結果を、ごみ処理等に関する検討会にて報告し、有識者・関係者から取組の方向性について意見をお伺いしている。

3. 食品ロス削減推進計画の進捗確認（Check）・見直し（Act）の検討

食品ロス削減推進計画に基づく取組の推進にあたっては、「PDCA サイクルの徹底」が掲げられており、行政は同計画の実効性を常に把握し確実にするため、継続的な点検、進捗の管理を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行うこととされている。また「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、おおむね 5 年を目途に見直しを検討することとされており、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても同見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれている。

【食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 Ⅲ 4 実施状況の点検と基本方針の見直し】

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、おおむね 5 年を目途に本基本方針の見直しを行う。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、本基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。

参考資料（用語集、関連資料・URL）

1. 用語集

食品ロス削減推進計画の策定において頻出する用語について、以下のとおり整理した。なお、食品ロス削減の観点から要点をまとめたものであり、正確な定義・解釈は関連法令等をご参照ください。

用語	意味
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物を指す。 食品ロスに関連しては、①家庭から排出される食品廃棄物・食品ロス、②飲食料品卸売業・飲食料品小売業・宿泊業、飲食サービス業等から排出される食品廃棄物・食品ロスが、一般廃棄物に該当する。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物の中で、廃棄物処理法にて定められたものを指す。 食品ロスに関連しては、食料品製造業から排出される食品廃棄物・食品ロスが、基本的に産業廃棄物に該当する。 ※より正確には、食料品製造業において原料として使用した「動植物性残さ」に当たるものが産業廃棄物に該当する。例えば、食料品製造業の事業所における従業員のお弁当の食べ残しは、産業廃棄物には該当しない。 ※産業廃棄物の定義については、廃棄物処理法第2条第4条、同法施行令第2条等を確認すること。
食品廃棄物	食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）に加え、魚・肉の骨等、食べられない部分（不可食部）を含むもの。
食品廃棄物等	食品リサイクル法において、「食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの」と、「食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの」の総称。食用に供することができないが他の用途として価値のあるものも含み、「食品廃棄物」とは廃棄物以外のものを含む点が異なる。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品。
家庭系食品ロス	各家庭から発生する食品ロス。 廃棄物の分類としては、一般廃棄物に該当する。
事業系食品ロス	食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）から事業活動を伴って発生する食品ロス。廃棄物の分類としては、食料品製造業から排出される食品廃棄物・食品ロスのうち、原料として使用した動植物性残さに当たるものは産業廃棄物に該当する。
直接廃棄	賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの。 ※「1.2.1 対象とする食品ロス」の項目も参照。
食べ残し	食卓にのぼった食品で、食べきれずに廃棄されたもの。 ※「1.2.1 対象とする食品ロス」の項目も参照。
過剰除去	厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部にあたる。 ※「1.2.1 対象とする食品ロス」の項目も参照。
食品関連事業者	食品ロスに関連しては、特に「食品製造業」「食品卸売業」「食品小売業」「外食産業」が該当する。具体的には、食品製造業とは加工食品などを製造する事業者のことを指す。食品卸売業とは卸売市場や米問屋など、食品製造業や農家、漁業者から食品を仕入れ、小売業や飲食店に販売する業者を指す。食品小売業はコンビニエンスストアやスーパーマーケット等のことを指す。外食産業とは、飲食店のほか、旅館業や結婚式場業等を指す。 ※正確な定義は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」を確認ください。
食品循環資源	食品廃棄物等のうち、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なものを指す。 ※正確な定義は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」を確認ください。
再生利用	リサイクルを意味。発生抑制に努めた上でも生じる食品循環資源について、(1)飼料化、(2)肥料化、(3)きのこ菌床、(4)メタン化等（炭化、油脂化及び油脂製品化、メタン化）という優先順位の下で、再生利用を進めることとされている。 ※詳細は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を確認ください。
エコフィード	食品循環資源を利用して製造された飼料。環境省では養豚業におけるエコフィードの利用について

用語	意味
	て、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図ることを目的に、資料集等をまとめている。
食品ロス削減月間、食品ロス削減の日	食品ロス削減推進法において、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施すると定められた期間および日。食品ロス削減月間は 10 月、食品ロス削減の日は 10 月 30 日。
食品ロス組成調査	「ごみ袋開袋調査」と同義。
ごみ袋開袋調査	家庭から排出されるごみ袋を収集・開袋し、家庭から排出されたごみに含まれる食品ロスの特徴や重量を把握する調査。環境省では調査方法を説明するために、「家庭系食品ロス発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」を HP 上で公開している。
食品ロスダイアリー	消費者が日々の生活から発生している食品ロスの量を、日記形式で記録するツール。例えば 7 日間で発生した食品ロスの量を記録することで、自身が食品を廃棄している行動を理解するとともに、食品ロスによる環境影響や、家庭への経済損失に換算することもできる。家庭で生じる食品ロスの削減施策の一つとしても挙げられる。
mottECO（モッテコ）	消費者が、レストランなどでの外食時に食べきれなかった料理を持ち帰り取り組みの呼称。外食産業で生じる食品ロスの削減施策の一つ。日本では取り組みの呼称を「mottECO」と定め、環境省と消費者庁、農林水産省が協働でロゴなどを作り、消費者の自己責任での持ち帰りを推奨している。
食べきり協力店	持ち帰り容器の設置や適量注文の呼びかけ、食べ残り削減に向けたポスターやステッカーの掲示など、食べ残り等の削減に取り組む飲食店のこと。自治体が定める取組項目を実施する飲食店を、自治体が食べきり協力店として認定する。自治体によっては、てまえどりや少量パックでの販売等を行う小売店を、同様に認定することもある。
30・10 運動（さんまるいちまる運動）	宴会における大量の食品ロスを減らすため、乾杯後 30 分間、お開き 10 分前は、自分の席で料理を楽しむことを呼びかける運動。地域によっては「30・15 運動」「20・10 運動」など、時間の異なる取組も確認される。
てまえどり	賞味期限や消費期限まで日にちが長い商品を選ぶのではなく、陳列棚の手前にあるものから購入する購買行動。陳列棚の手前には期限までの日にちが限られているものが並んでおり、すぐに食べるのであれば、食品ロスの削減に繋がる。
3 分の 1 ルール	サプライチェーンにおける賞味期間の 3 分の 1 以内で小売店舗に納品する慣例のこと。このルールのもとでは、賞味期間の 3 分の 1 以内で納品できなかったものは、賞味期限まで日数が残っているに関わらず、廃棄となる可能性がある。そのため、厳しい納品期限を緩和することは食品ロス削減に繋がることが期待されている。
賞味期限表示の大括り化	賞味期限を年月のみ、または日まとめ（例えば 10 日単位で統一）にするなど、大括り化して表示すること。多くの商品の賞味期限は年月日で表示されるが、食品小売業者の在庫商品よりも賞味期限が前であることが理由で納品できなかった商品は、廃棄される。期限表示を大括り化することにより、在庫商品と納品する商品の賞味期限の差が解消され、食品ロス削減に繋がることが期待されている。
賞味期限	おいしく食べることができる期限。この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではない。
消費期限	期限を過ぎたら食べない方がよい期限。
フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄附する活動のこと。
フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、食品を必要としている福祉施設等へ無償で提供する団体のこと。
フードシェアリング	そのままでは廃棄にされてしまう食品と購入希望者とのマッチングを行い、食品ロスを削減する取組のこと。
ローリングストック法	普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えながら古いものから計画的に消費、消費した分を新たに買い足すというサイクルを繰り返すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つこと。賞味期限を過ぎる前に食品を消費でき、食品ロス削減に繋がることが期待されている。
産地ロス	流通規格に合わない野菜や、自然災害等で傷がついた果物、獲れ過ぎた魚など、市場に流通できず、産地で廃棄されてしまう食品のこと。
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会	「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て 3 R を推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワーク。

2. 市区町村による食品ロス削減の推進に参考となるマニュアル類

資料の名称	目的	目的・概要	URL
① 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に基づき、計画を検討するための資料			
地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル（環境省） ※本資料	食品ロス削減推進計画の作成	地方公共団体（特に市区町村）の担当者が食品ロス削減推進計画を新たに策定するに際し、具体的な情報を提示した手引き。	HP 内「自治体担当者向け情報」に掲載 https://www.env.go.jp/recycle/food/post_5.html
② 地域の食品ロスの発生状況を調査するための資料			
家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（環境省）	家庭系食品ロスの発生状況の調査	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を把握するために、地方公共団体が実施するごみ袋開袋調査の手順について、既往の研究結果、実施事例等を基に取りまとめたもの。	https://www.env.go.jp/recycle/teijyunsho.pdf
③ 具体的な食品ロス削減施策を検討するための資料			
～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き（環境省）	消費者の行動変容等による食品ロス削減の基本的な考え方を知る	主に「消費者の行動の変化によって削減が期待される食品ロス」に着目し、地域の食品ロスを削減するために留意すべき観点や、効果的な施策例・施策効果を高めるための工夫等を紹介する資料。	HP 内「自治体担当者向け情報」に掲載 https://www.env.go.jp/recycle/food/post_5.html
自治体職員向け食品ロス削減のための取組事例集（環境省）	主に家庭系食品ロスの取組の具体的な実施の流れを知る	地方公共団体が削減を目指したい食品ロスの種類（食べ残し/直接廃棄、家庭系/事業系等）ごとの先進的な取り組み事例を紹介し、実施の流れ・ポイントを取りまとめた資料。	令和6年度更新版 ※マニュアル作成時点の最新版
食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（農林水産省）	主に事業系食品ロス削減の取組を知る	食品ロスの現状や発生要因、事業系食品ロスの削減に向けた取組を取りまとめた資料。	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html
食品ロス削減のための自治体施策集（全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会）	取組全般の検討	食品ロス削減を目的とした自治体での取組事例を整理した資料。	令和6年度更新版 ※マニュアル作成時点の最新版
④ 個別の施策を検討する際の資料			
自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル（環境省）	食育・環境教育の取組の推進	子どもへの食育・環境教育を目的とした事業の検討開始から取組の実践までを整理した資料。	https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/R1manyuaru_r4_02.pdf
フードドライブ実施の手引き（環境省）	フードドライブの推進	地方自治体が自らフードドライブを実施する、もしくは地域の団体等がフードドライブを実施する際に参考となるポイント等を整理した手引き。	https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/fooddrive.pdf
外食時のおいしく「食べきり」ガイド（消費者庁・農林水産省・環境省）	外食時の「食べきり」促進	外食時の「食べきり」促進に向けて、食べ手（消費者）と作り手（飲食店）双方の理解や実践を更に進めるための資料。	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/pdf/efforts_190520_0002.pdf
食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～（消費者庁、厚生労働省）	食べ残し持ち帰りの促進	法律・衛生面でのリスクの低減を図ることで、事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上又は食品衛生上留意すべき事項を整理するとともに、消費者に求められる行動を整理した資料。	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_02.pdf
食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（食品寄附等に関する官民協議会）	食品寄附の促進	食品寄附に関し、既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示した資料。	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_01.pdf
⑤ 食品ロスに関する状況の全般を知るための資料			
食品ロス削減ガイドブック（消費者庁）	食品ロスに関する状況の全般の理解	食品ロスをめぐる各種資料とともに、消費者・企業・団体ごとの食品ロス削減の実践例を取りまとめた資料。	令和6年度版 ※マニュアル作成時点の最新版
食品ロス削減関係参考資料（消費者庁）	食品ロスに関する状況の全般の理解	食品ロスの現状、食品ロス削減に向けた政府の体制、取組等を取りまとめた資料。	HP 内に最新版が掲載 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts

3. その他関連資料・URL

- ・ 環境省 HP「食品ロスポータルサイト」
<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/>
- ・ 消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項（2017年5月16日）」
<https://www.env.go.jp/content/900509166.pdf>
- ・ 環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」
https://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/index.html
<https://www.env.go.jp/content/900536785.pdf>
- ・ 環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和6年10月）」
<https://www.env.go.jp/content/000263848.pdf>
※記録表や整理表、調査方法に関する解説動画は、環境省 HP「食品ロスの削減・食品廃棄物等の発生抑制／【家庭から発生する食品ロスの発生状況の実態把握】」を参照。
https://www.env.go.jp/recycle/food/post_5.html
- ・ 消費者庁 HP「食品ロス削減について行動する／パンフレット等」
※消費者向けの啓発に使用できるパンフレット・ポスターや、ガイドブック・冊子等を掲載したページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet
- ・ 消費者庁 HP「[食品ロス削減]食べもののムダをなくそうプロジェクト」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/
- ・ 農林水産省 HP「食品ロス・食品リサイクル」
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/index.html
- ・ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 HP
<https://info.pref.fukui.lg.jp/junkan/tabekiri/network/>

以上